

(素案)

佐用町地域づくり協議会
あり方再構築の方針



はじめに

平成 18 年 4 月、おおむね旧小学校区単位の 13 地区に地域づくり協議会が設立されました。

住民と行政の役割や立場、責任を明確にしながら、より良い地域づくりを進める「協働のまちづくり」を推進するための新たな住民自治組織として、お互いの顔がよく分かり、習慣や文化の共通点も多い、旧小学校区を単位に設置されています。

地域づくり協議会には、一つの自治会で取り組むことが難しいこと、また、もっと広域で実施するほうがよいと思われることを実施するなど、過疎化や少子・高齢化によって維持が難しくなってきた自治会を補完する役割があります。

設立から 13 年が経過し、事業を進めていく中で、地域づくり協議会ごとの個性も生まれ、自分たちの地域にあった協議会の運営が展開されてきました。現在も、様々なイベントの実施、地域課題への対応など精力的な活動が行われています。また、全ての地域づくり協議会において、「地域まちづくり計画」が策定され、地域の状況を分析したうえで、課題や方針、事業計画などを明示し、自分たちの地域は自分たちの手で守り育てていくための地域づくりを実践されています。

行政においても、担当職員の配置や運営に対する助言・情報提供・連携などのサポートに加え、活動経費を助成し、地域づくり協議会の活動を支援してきました。平成 25 年度には、運営にかかる経費に対する財政的支援として地域自治包括交付金制度を創設し、活動経費のほか、報酬や賃金などにも使用できるなど、地域の実状に応じた柔軟な活用が可能になりました。

一方で、地域においては、役員構成や組織・運営の硬直化、また事業のマンネリ化や参加者の固定化、地域リーダーの後継者不足と人材育成の難しさ、多様な主体の参画の欠如など様々な課題が生じてきました。

また、行政においても、13 年が経過し、職員が入れ替わる中で、「協働のまちづくり」に対する意識の低下、地域を支援する体制整備や連携が不十分であるなど、「協働のまちづくり」を進めるうえで十分な役割を果たすことが出来ない状況が生まれてきています。

そこで、地域づくり協議会について、地域・行政の双方がこの 13 年を振り返り、必要な部分は見直していくことで、今後も継続していける組織を目指すため『佐用町地域づくり協議会のあり方再構築の方針』を策定しました。

本方針に沿って、地域づくり協議会と行政の体制や仕組みを整備し、地域と行政による協働のまちづくりの推進をさらに深化させ、誰もが住み慣れた場所で、安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域づくりと地域づくり協議会の活性化を目指していきます。

最後に、本方針の策定にあたり、ご協力いただきました「佐用町地域づくり協議会あり方検討委員会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました全ての皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年 月

佐用町長 庵途 典章



目次

第1章 地域の現状と課題

1 地域の現状と課題	
(1) 佐用町の現況	1
(2) 地域の現状と課題	4
①健康・福祉	
②子育て支援	
③教育・人材育成	
④生涯学習	
⑤地域産業	
⑥生活環境	
⑦防災・防犯	
⑧伝統・文化の継承	
2 地域づくり協議会の現状と課題	
(1) 成果	10
(2) 現状と課題	11
①意義や役割の認識	
②自治会との関係性	
③組織・役員などの体制	
④事業・活動内容	
⑤住民の参画意識	
⑥人材育成	
⑦地域まちづくり計画の実践	
⑧他地域・他団体との連携	
⑨行政との関係	
3 目指す地域の将来像	
(1) 地域づくり協議会の役割	14
(2) 行政の役割	14
(3) 目指す地域の将来像	15

第2章 地域づくり協議会の充実への方策

1 自治会との関係性	18
2 組織運営体制の整備	
(1) 事務局体制の確立	19
(2) 地域自治包括交付金	20
(3) 組織のスリム化	21
(4) 充て職・輪番制の見直し	23
(5) 活動拠点の整備	24

3	実施体制と事業等の再検討	
(1)	地域づくり協議会が担う重点機能	25
(2)	事業の見直し	26
(3)	他の活動団体等との連携	27
(4)	地域まちづくり計画の見直し	28
(5)	地域間連携の促進	29
4	住民の参画と人材育成	
(1)	住民の参画意識の向上	30
(2)	多様な主体の参画推進	31
(3)	企業や大学等との連携の推進	32
(4)	広報活動の推進	33
(5)	人材育成の取り組みと支援	33

第3章 行政の主体的な取り組み

1	行政の構造改革	
(1)	職員体制の整備	35
(2)	担当職員の体制と役割	35
(3)	職員が地域にかかわる仕組みの検討	36
(4)	地域おこし協力隊制度の活用	37
2	協働のまちづくり推進体制の整備	
(1)	研修制度の充実	38
(2)	地域づくり活動への参画推進体制の整備	38
(3)	関係部署の連携強化	39
(4)	情報共有・提供・発信等の推進	40
3	職員の地域づくり活動への参画促進	40

第4章 今後のスケジュールと展開

1	推進のための計画等の策定	41
2	今後のスケジュール	41
3	地域における協議の進め方	42
4	行政側の改革の進め方	43
5	進捗確認と今後の展開について	
(1)	進捗確認の方法	43
(2)	継続的な改革の必要性	44
(3)	今後の課題	44

資料編

- ①佐用町まちづくり基本条例 ②「意見交換会」意見取りまとめ表 ③協議経過
④あり方検討委員会委員名簿 ⑤プロジェクトチームメンバー名簿 ⑥用語解説

第1章 地域の現状と課題

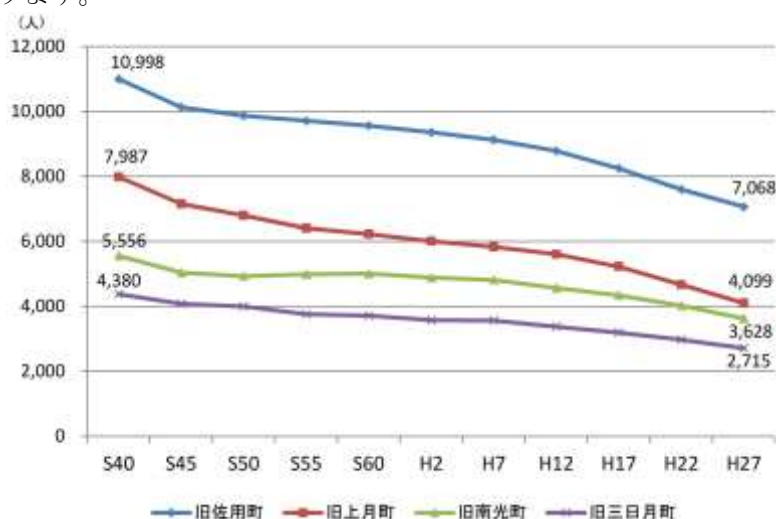
1 地域の現状と課題

(1) 佐用町の現況

佐用町の人口は、終戦後の昭和22年の38,947人をピークに減少し続けています。特に、平成7年以降減少傾向が強まり、平成27年の時点で17,510人にまで減少しました。年少人口と生産年齢人口がともに大幅に減少する一方、老年人口は増加しており、少子・高齢化が進んでいることが分かります。

また、戦後から一貫して死亡者数が出生者数を上回っており、近年では出生者数の低下によって自然減の傾向が強まっています。加えて、平成13年以降は社会減も続いており、特に生産年齢人口の転出者が男女ともに増加傾向にあります。

このような人口減少社会においても、住民の生活における安全性、快適性、利便性を確保していく必要があります。



〔図表 1-1：地域別人口の推移グラフ (S40~H27)〕

〔図表 1-2：地域別人口の推移表 (S55~H27)〕

	佐用町計			佐用地域			上月地域		
	総人口	老年人口	高齢化率	総人口	老年人口	高齢化率	総人口	老年人口	高齢化率
昭和55年	24,874	4,215	16.9%	9,717	1,705	17.5%	6,410	1,144	17.8%
昭和60年	24,516	4,397	17.9%	9,565	1,746	18.3%	6,223	1,191	19.1%
平成2年	23,827	5,104	21.4%	9,360	2,042	21.8%	6,006	1,333	22.2%
平成7年	23,341	5,880	25.2%	9,131	2,335	25.6%	5,831	1,473	25.3%
平成12年	22,337	6,517	29.2%	8,789	2,574	29.3%	5,606	1,645	29.3%
平成17年	21,012	6,662	31.7%	8,251	2,644	32.0%	5,225	1,677	32.1%
平成22年	19,265	6,544	34.0%	7,601	2,547	33.5%	4,667	1,593	34.1%
平成27年	17,510	6,695	38.2%	7,068	2,630	37.2%	4,099	1,545	37.7%

	南光地域			三日月地域		
	総人口	老年人口	高齢化率	総人口	老年人口	高齢化率
昭和55年	4,987	793	15.9%	3,760	573	15.2%
昭和60年	5,009	853	17.0%	3,719	607	16.3%
平成2年	4,884	1,010	20.7%	3,577	719	20.1%
平成7年	4,817	1,176	24.4%	3,562	896	25.2%
平成12年	4,567	1,294	28.3%	3,375	1,004	29.7%
平成17年	4,341	1,345	31.0%	3,195	996	31.2%
平成22年	4,024	1,377	34.2%	2,973	1,027	34.5%
平成27年	3,628	1,456	40.1%	2,715	1,064	39.2%

出典：国勢調査

平成 17 年 10 月の 4 町合併にむけた協議の中で、どのように新しいまちづくりを進めていくかについての検討がなされました。

過疎化や少子・高齢化に伴い自治会機能を維持することが難しくなる自治会が生じることも予想され、地域のもつ力の低下、コミュニティの崩壊が心配されていました。また、行政においても、住民ニーズが多様化する中、職員数の減少や厳しい財政状況のもと、どのように住民サービスを維持していくかが大きな課題となっていました。

このような背景から、住民と行政がそれぞれの立場や責任を明確にしながら、協力し合い、よりよい地域づくりを実践する「協働のまちづくり」という基本姿勢のもと、新たなまちづくりを進めていくことが決定されました。

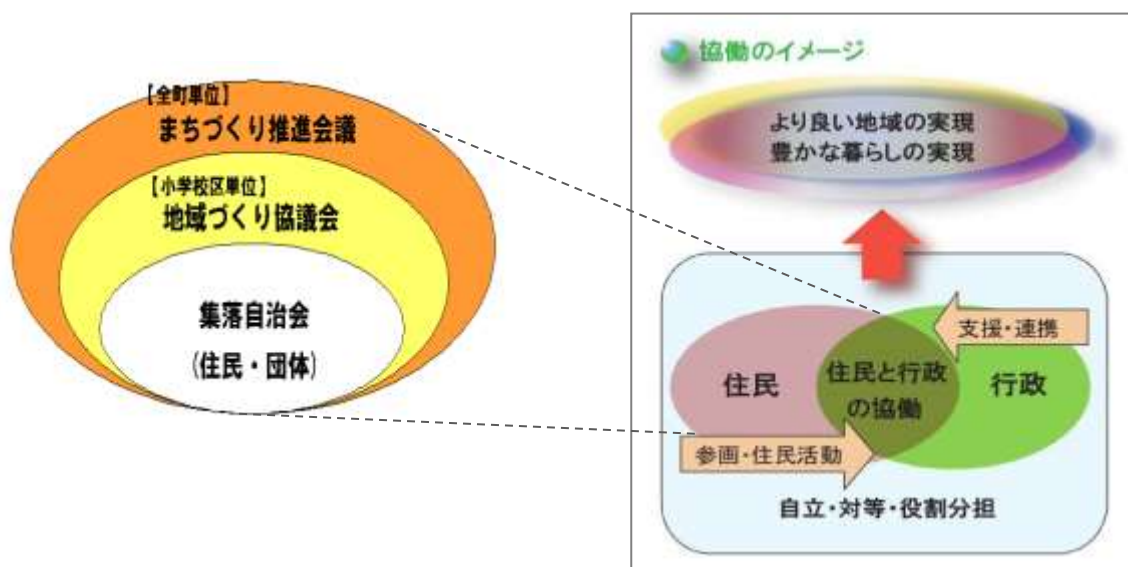
協働のイメージは、これまで行政が団体自治として行ってきた従来の公共サービスだけでなく、住民が主体となって公共サービスを担っていく住民自治としての新たな考え方です。



私たちの最も身近な住民自治を担う組織としては、131 の自治会があり、従来から取り組んできた身近な助け合いや清掃活動、また伝統文化を守る活動などが行われています。

そして、もう一つの住民自治の受け皿として、「協働のまちづくり」を推進するための新たな住民自治組織である地域づくり協議会が平成 18 年 4 月、おおむね旧小学校区単位の 13 地区に設立されました。一つの自治会では取り組むことが難しいことや広域的に実施するほうがよいと思われることなどを行うとともに、地域まちづくり計画を策定し、地域の課題解決への取り組みを実施することが目的とされています。

地域づくり協議会は、住民が主体的にかかわり、作り上げていく住民自治組織であるため、自分たちの地域を自分たちで守り育て、また形作っていくことが可能です。



また、佐用町では、平成 25 年 4 月、まちづくりの規範と位置づけた「まちづくり基本条例」を策定し、まちづくりの基本理念を設定しています。

この条例では、参画・協働・情報の共有を 3 つの基本原則とし、住民等と行政がそれぞれの責務を果たしながら、まちづくりを推進していくことが定められています。

そして、「協働のまちづくり」を推進するためには、地域のなかで安心して暮らし続けることができるようコミュニティの役割を認識し、守り育てるよう努めること、コミュニティ活動を行う組織としての地域づくり協議会を設置することができ、地域まちづくり計画を策定し、地域の課題を共有して、その解決に向けて取り組むことなどに努めることと記されています。

- ・長い歴史の中で育まれてきた地域の多彩な自然、歴史資源や風土、景観を今後も守り、育みながら未来につないでいきます。
- ・循環型社会を構築し、地域環境の維持と持続的な発展をめざします。

自然と歴史・文化を育み
未来につなぐまち

協働で
夢と希望をつくるまち

- ・町民同士の支え合いの中で、連帯感のある地域コミュニティを維持、形成していくとともに、未来を築く子どもたちを育てていきます。
- ・安全と安心のまちづくりのほか、自然、歴史、文化などの地域資源や人材、地域特性を生かし、交流の促進や産業を育成するなど、町民にとって夢や希望をもてる魅力あるまちづくりを進めます。

温かい絆と
一人ひとりを大切にするまち

- ・地域コミュニティに根付いた温かい絆をさらに醸成するとともに、老若男女、障がいのある人もない人も、だれもが安心して暮らせる福祉社会と、だれもが生きがいを持って自己実現できる社会を築いていきます。
- ・すべての住民が心身ともに健康で、安心して生活できる総合的な保健・医療・介護・福祉体制を確立し、未来につないでいきます。

まちづくり基本条例 前文（抜粋）【平成 25 年 4 月 1 日施行】

わたしたちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれらの財産や自然を大切に未来に引き継ぐとともに、安心して暮らせるまち、人を思いやり、人と人との絆が豊かな、夢や希望の持てる優しさのあふれるまちづくりを目指します。

そのためには、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民等一人ひとりがまちづくりの担い手として参画し課題に取り組むことが必要です。

さらに、町民等、議会、行政がともに手を取り合い、協働してそれぞれの役割と責務を果たすことがよりよい佐用町の自治につながります。

(2) 地域の現状と課題

①健康・福祉

地域づくり協議会設立当初の平成18年度には30.6%であった佐用町の高齢化率は、平成30年9月末には39.3%となり、現在も上昇し続けています。

地区ごとの人口減少率や高齢化率を見ても、全ての地区において、少子・高齢化が進んでいることが分かります。

平成29年に実施した福祉に関する町民アンケート調査結果において、日々の暮らしの悩みや不安として「老後や介護」「自分や家族の健康」の項目が最も多く、将来の不安を感じていることが伺えます。また、5割を超えるかたが「いざという時のために隣近所を中心とした地域の助け合いや付き合いを大切にしたい」と思っていることも分かってきました。

これまでは家族や隣近所で支え合ってきた生活そのものが地域の課題として表面化してきています。地域コミュニティの活性化を図りながら、住民同士が支え合うネットワークづくりを更に進めるとともに、実質的な不便や不安を解消する課題解決の取り組みを協議し、展開していく必要があります。地域の支え合いや見守り活動、生活支援のための事業など、行政の福祉サービスを補完する地域の事業展開が必要となってきています。

また、心身の健康のため、文化、スポーツや交流事業などを通じて、日頃から地域ぐるみで健康増進を推進していくことも高齢化が進む地域においては欠かせない取り組みの一つです。地域リーダーとして中心的な役割を果たしている定年世代の方たちが元気で生き生きと暮らし、健康で長く活躍できることも地域にとっては大切です。

乳幼児から高齢者に至るまで、皆が健康で元気に生活することができる地域を目指した取り組みが求められています。

〔図表 1-3：地区別人口推移データ（H18・H30年度）〕

No	地区	H30年度			H18年度			人口減少率 (H30/H18)
		世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	
1	佐用	1,478	3,676	29.6	1,442	4,141	23.3	△ 11.23
2	長谷	344	812	41.5	340	971	30.3	△ 16.37
3	平福	295	649	45.6	384	912	41.9	△ 28.84
4	石井	242	579	51.6	267	805	38.7	△ 28.07
5	海内	72	194	49.5	86	262	40.1	△ 25.95
6	江川	408	1,010	46.1	443	1,314	36.9	△ 23.14
7	幕山	329	788	42.9	348	983	38.7	△ 19.84
8	上月	657	1,696	38.4	734	2,224	30.7	△ 23.74
9	久崎	612	1,611	40.3	675	2,209	29.8	△ 27.07
10	中安	449	1,040	43.4	490	1,345	29.2	△ 22.68
11	徳久	527	1,354	41.4	549	1,697	29.0	△ 20.21
12	三河	381	1,011	41.3	451	1,362	29.8	△ 25.77
13	三日月	1,086	2,619	39.8	1,160	3,283	31.3	△ 20.23
合計		6,880	17,039	39.3	7,369	21,508	30.6	△ 20.78

※人口：住民基本台帳人口＋外国人データ
 ※高齢化率は住民基本台帳人口のみが対象
 ※各9月末現在

②子育て支援

昭和60年から平成27年の推移を見ると、年少人口（0～14歳）は4,971人から1,787人に、生産年齢人口（15～64歳）は15,148人から9,026人と大幅に減少しています。また、これまで合計特殊出生率は国・県の値を上回ってきてきましたが、平成22年以降は下回っています。

地域とともに学び育つ同世代の子どもの減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域での子育て力の低下や育児不安、また共働き家庭の増加などにより、子育てニーズが多様化する中で、子育て支援の必要性は高まっています。若者が住み慣れた地域で、安心して、結婚・出産・子育てができるよう、地域で見守り、支援していくことが大切です。

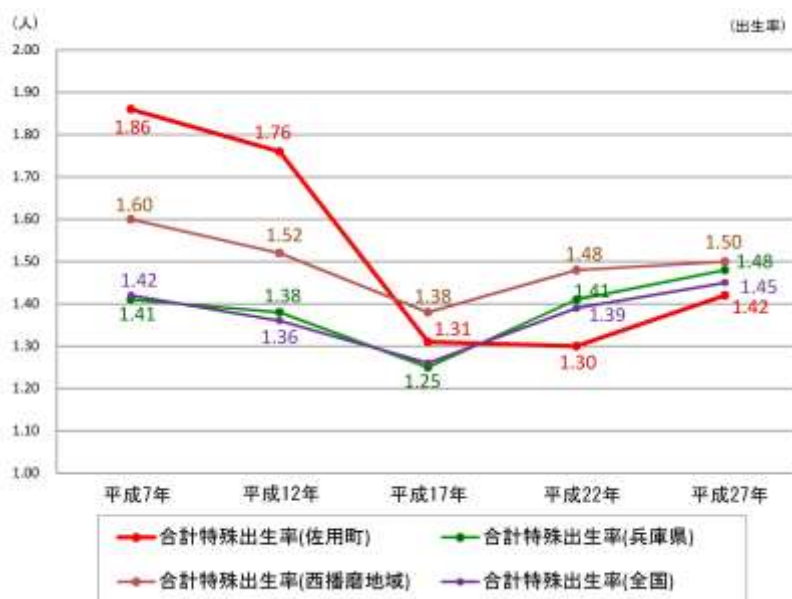
また、「地域で子どもの声がしなくなってきた」「スクールバスで学校に通うため、交流が少なくなった」など、地域において、子どもとのかかわりが減少しているという少子化の影響が浮き彫りになってきています。

今こそ、地域・家庭・学校などが連携して、交流事業や地域学習、見守り活動などを通じて、「地域で子どもを守り育てる」ことの大切さを再認識することが必要になってきています。

〔図表 1-4：年齢3区分別人口の推移〕

	総人口	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳～)	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
昭和60年	24,516	4,971	20.3%	15,148	61.8%	4,397	17.9%
平成2年	23,826	4,450	18.7%	14,272	59.9%	5,104	21.4%
平成7年	23,341	3,794	16.3%	13,667	58.6%	5,880	25.2%
平成12年	22,337	3,189	14.3%	12,631	56.5%	6,517	29.2%
平成17年	20,936	2,650	12.7%	11,629	55.5%	6,657	31.8%
平成22年	19,260	2,160	11.2%	10,556	54.8%	6,544	34.0%
平成27年	17,508	1,787	10.2%	9,026	51.6%	6,695	38.2%

(出典：国勢調査)

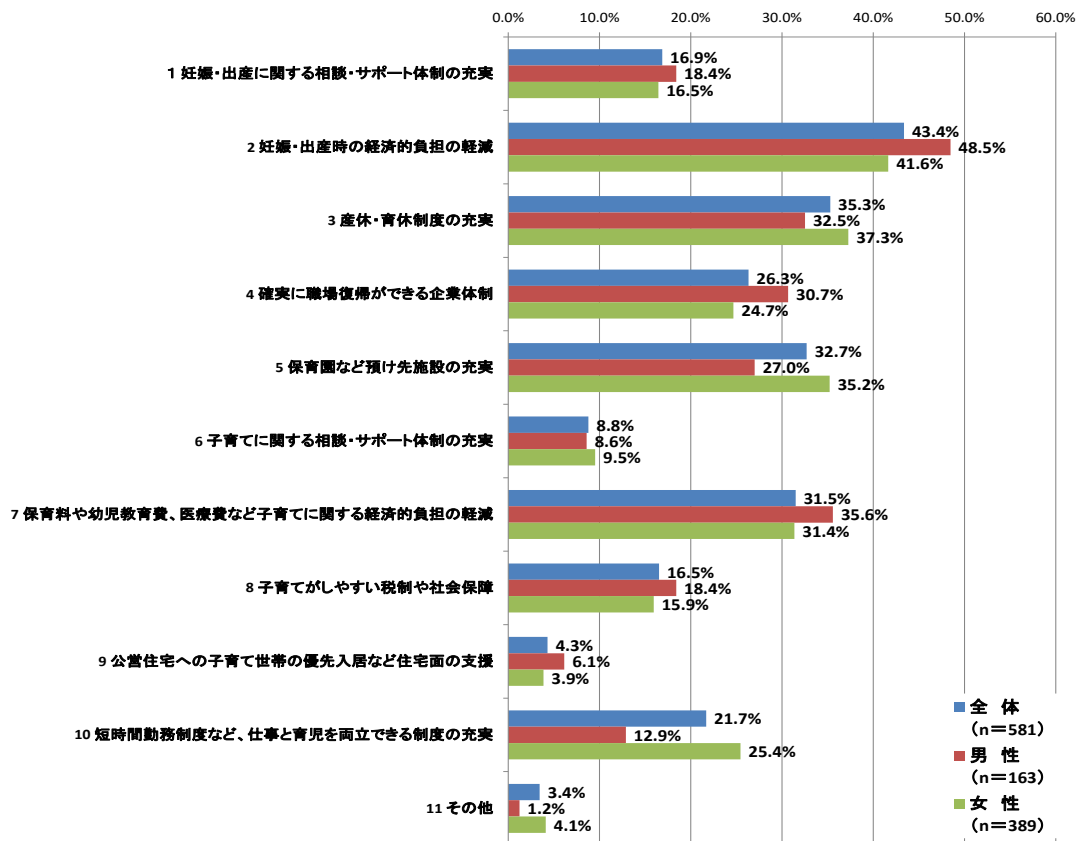


〔上月地域づくり協議会：リースづくり教室〕



〔三河地域づくり協議会：稲刈り体験〕

〔図表 1-5：合計特殊出生率の推移(全国・県・西播磨地域)〕



〔図表 1-6 : 出産しやすい環境をつくるために効果的な支援 (H27 アンケート調査結果より)〕

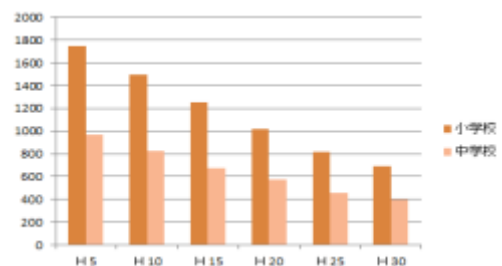
③教育・人材育成

平成 10 年に小学生 1,494 人、中学生 827 人、合計 2,321 人いた児童生徒は、この 20 年で半減し、平成 30 年には、小学生 694 人、中学生 401 人、合計 1,095 人となりました。

児童生徒数の著しい減少により小中学校の統廃合が進み、平成 17 年の合併時に 15 校（組合立を含む）あった町内の小中学校は、現在 10 校（6 小学校と 4 中学校）になっています。

社会の変化の中で、基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、地域のつながりの希薄化による地域の教育力や家庭の教育力の低下など、様々な課題が表面化してきています。社会の変化に対応できる人材となるには、社会の一員として、自立して、力強くこころ豊かに生きていくための力を身につけ、自分が生きる場所における立場を認識することも大切です。子どもたちが地域に愛着と誇りを持つことができる環境を整えることが、アイデンティティの確立につながります。

幼少期から地域の伝統や文化に接し、豊かな心と生きる力を培う教育を一層充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、地域ぐるみで子どもを守り育てていく取り組みが一層重要になってきています。



〔図表 1-7 : 児童・生徒数の推移〕

④生涯学習

生涯に渡って、文化・芸術・教養・スポーツ・レクリエーションなどの様々な学びの機会を通して、心身ともに健康で豊かな生活を送るとともに、人と人とのコミュニケーションを深めるための学びの場が求められています。

地域づくり活動においても、これらの学びの機会を通して、地域住民の連携感を育み、豊かな地域の絆を形成していくことが大切です。また、人権や男女共同参画、思いやりや平等の意識などを形成するための学習の機会も提供し、心豊かで潤いのある地域を目指していかなくてはなりません。

多様な学びの場を提供するとともに、指導者や活動団体などの育成・支援を行い、活動を活発化させ、単なるイベントだけで終わらないよう、その学習成果を地域づくり活動や絆の構築などに活かし、地域課題の解決へとつなげていけるよう取り組みを進めていくことが求められています。



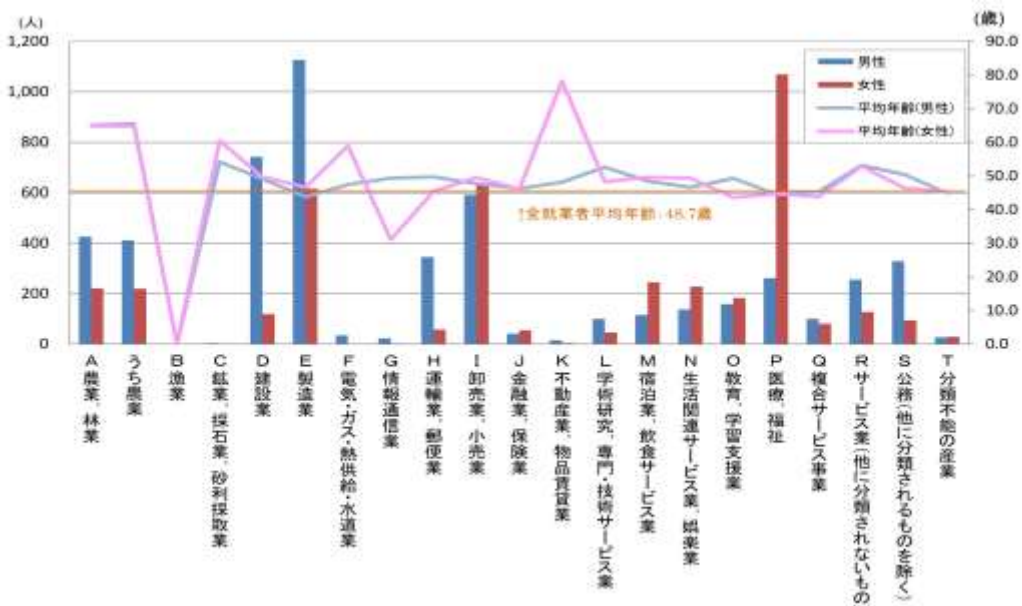
〔高齢者のスポーツ大会〕

⑤地域産業

佐用町内の基幹産業である農林業は、過疎化や高齢化による担い手不足が深刻であり、農林業者が次第に経営から離れてしまった結果、山は荒れ、遊休農地が増加するなど、環境や景観への影響も出てきています。地域においても、耕作放棄地の増加や農林業関係施設の管理が行えないなどの課題が出てきています。

地域内産業の衰退は、若者の地域外流出を加速させるとともに、住民の生活に大きな影響を与えます。地元商店がなくなったために買い物難民が増加したり、農地の荒廃による景観や治安の悪化、また森林の荒廃により災害が発生することもあります。

地域産業の活性化を図ることによって、魅力ある雇用の場を確保し、若者の定住を促進することもこれからの課題です。地域資源の活用や地域固有のニーズに根差したコミュニティビジネスやソーシャルビジネスなどを志す若者を育成・支援する環境の整備と、それらの新たなビジネスを応援していく住民の姿勢も求められるところです。



〔図表 1-8：産業別就労者数と平均年齢〕

出典：国勢調査

⑥生活環境

佐用町での主要な交通手段は自動車ですが、運転免許証を持たない学生や高齢者などにとって、公共交通サービスの充実が求められています。

佐用町では、交通弱者への対策として、デマンド型バスやコミュニティバスの運行・タクシー運賃助成制度など外出支援サービスの充実を図っています。デマンド型バス「江川ふれあい号」では、受付・配車・運転を地域住民が担うなど、自分の地域を自分たちで支える仕組みを地域づくり協議会が主体となって実践しています。

まちづくりを進めるために道路や上下水道、情報通信網などのインフラ整備はもちろん、地域全体で景観保全や良好な地域環境づくりに取り組むなど、「住みたい」と思える地域を作っていくことが大切です。

また、増加する空き家や空き地は、景観にも治安にも悪影響を与えかねません。日頃からの地域住民の交流などにより、空き家となる前から情報収集や管理者との連携を深めておくことも大切です。一方、移住・定住促進などに取り組むことによって、空き家の解消と人口増加など、地域の活性化につなげることも可能です。



〔江川ふれあい号〕

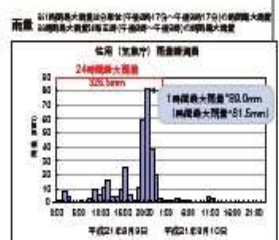
⑦防災・防犯

豊かな自然は、時として私たちに大きな危険をもたらすことがあります。

佐用町は平成 21 年 8 月の豪雨災害で大きな被害を受け、私たちは多くの教訓を得ました。その後も、大雨、地震、台風などによる災害が全国各地で発生しており、あらゆる災害を想定した備えや対応が必要となってきています。

89mm 1時間最大雨量
326.5mm 24時間最大雨量

佐用町では、平成21年台風第9号の集中豪雨で、1時間最大雨量※89.0mm(瞬間最大雨量※81.5mm)、24時間最大雨量326.5mmが観測されました(佐用雨量観測局)。これらの観測雨量は、これまで最大であった平成16年台風第21号による雨量を上回りました。



人的被害	死者	18人
	行方不明者	2人
住家被害	全壊	139棟
	大規模半壊	269棟
	半壊	483棟
	床上浸水	157棟
	床下浸水	742棟
インフラ被害	停電	2,700戸
	断水	4,750戸
	道路被害(通行不可能箇所)	76か所
公共土木被害	件数	207件
	被害額	20億4661万円
農産物被害	面積	549.4ha
	被害額	2億456万円
農地・施設被害	件数	416件
	被害額	15億3409万円
治山関係被害	件数	152か所
	被害額	14億1975万円
企業等の被害	件数	401件
	被害額	42億3130万円

〔出典：佐用町災害記録誌「このころの輪」〕

〔図表 1-9：平成 21 年 8 月豪雨災害の被害状況〕

地域においては、自治会を中心に自主防災組織（119 組織）を立ち上げ、防災訓練や研修の実施、要支援者避難支援プランの作成、防災資機材の設置などが進められています。地域の実状を踏まえた防災マップや支え合いマップの作成などにより、災害に備えるとともに、地域防災力を向上させ、自助・共助・公助が一体となったまちづくりを推進することが大切です。

火災予防や防災に大きな役割を果たすことはもちろん、まちづくり活動や地域の担い手でもある消防団員の確保も難しくなっており、自分たちの地域を自分たちで守る意識の醸成が求められています。

安心安全なまちづくりを推進するため、更に、地域力の強化を推進していく必要があります。

〔図表 1-10：自主防災組織 設置数〕

No	地区	H30年度		
		集落数	自主防災組織 設置自治会数	設置率
1	佐用	23	21	91%
2	長谷	6	6	100%
3	平福	7	7	100%
4	石井	8	8	100%
5	高内	2	2	100%
6	江川	11	11	100%
7	幕山	10	6	60%
8	上月	17	12	71%
9	久崎	10	9	90%
10	中安	7	7	100%
11	徳久	6	6	100%
12	三河	7	7	100%
13	三日月	17	17	100%
合計		131	119	91%

(佐用町調べ)



〔久崎地域づくり協議会：防災マップ作成講習会〕



〔三河地域づくり協議会：防災訓練〕

⑧伝統・文化の継承

伝統芸能や祭りなど、多くの伝統行事は、代々地域の力で守られてきており、これらの継承は、これまで住民の努力によって受け継がれてきました。しかしながら、少子・高齢化により、その担い手となる若者が減少する中、伝承者・継承者ともに人材不足が顕著になってきています。

幼少期から地域の伝統・文化に触れ、またそれらをきちんと学ぶことが大切であり、豊かな人間性や社会性を養うためにも、地域に愛着を持つための教育を進めて行く必要があります。芸術や文化を身近に感じることができる環境を整え、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを推進するとともに、伝統芸能などの保存・継承・活用を支援する環境が求められています。

また、地域の魅力を発掘・発信・そして活用していくことで、地域住民がその価値を再認識し、地域の活性化につながることも期待されています。

あわせて、伝統・文化を外部に発信し、地域の魅力をPRするとともに、地域外から訪れる人や交流する機会を増やしていくことも大切です。



〔平松の武者踊り〕

2 地域づくり協議会の現状と課題

(1) 成果

地域住民と行政が、それぞれの特性を活かし、お互いを尊重した中で、各地域づくり協議会において、各種ふれあい事業や課題解決事業などが実施されています。

生涯学習事業やスポーツ事業などは、全ての地域づくり協議会において実施されており、住民同士の交流促進や健康づくりなど、住民の生きがいの増進につながっています。

特に、地域福祉の課題を解決するため、地域公共交通事業や生活支援事業、定住促進事業などが実践されていること、また、平成30年までに全ての地域づくり協議会において「地域まちづくり計画」が策定されたことは大きな成果と言えます。

これまでの歩みの中で、地域ごとの個性も生まれ、自分たちの地域にあった活動が展開され、それらの活動が地域の一体感を醸成し、住民同士の絆が深まるなど、地域力の向上につながっています。会長・センター長を中心として、地域の皆さんの知恵と努力により、活発な活動が継続されています。

行政においても、人的・財政的支援や情報提供など、住民による地域づくり活動が展開できる仕組みや制度を整備し、必要な協議や助成などを行っています。

〔図表 1-11：地域づくり協議会の成果〕

■地域まちづくり計画策定	・全ての地域づくり協議会（13か所）で地域まちづくり計画を策定
■自治会の補完機能	・各集落で実施していた敬老会などを地域づくり協議会にて実施 ・一集落が実施している事業等への人的支援
■課題解決への取り組み	・地域公共交通・生活支援・特産品開発・移住定住促進・放棄地の活用 ・コミュニティビジネス・学校跡地活用事業（食堂、物販など）
■地域福祉活動の実施	・ふれあい喫茶・配食サービス事業・三世代交流事業
■生涯学習事業の充実	・スポーツ大会・納涼祭・運動会・ラジオ体操会・ウォーキング大会 ・サークル活動・各種イベントなど
■環境学習・景観保全活動	・清掃活動・廃油回収・環境学習会（ホテルの放流など） ・空き家や耕作放棄地対策
■防災・防犯活動の実施	・防災訓練・防災講習会・防災マップ作成・見守り事業 ・交通安全啓発・防火啓発
■地域学習・伝統文化継承	・歴史勉強会・子ども学習教室・伝統芸能継承（盆踊りなど） ・歴史的資源の活用



(2) 現状と課題

設立から13年が経過する中で、組織の硬直化や事業のマンネリ化、後継者不足や住民の参画意欲の低下など、様々な課題が生じてきました。

また、イベントを中心とした事業については、おおむね全ての地域で実施が来ていますが、地域の課題解決や地域資源の発掘・活用など、地域が必要とする、また今後必要となるであろう取り組みへと踏み出せていない状況があります。

平成30年8月～9月にかけて、佐用町地域づくりアドバイザーである島根大学教育学部の作野広和教授とともに、全ての地域づくり協議会で「意見交換会：地域のこれからを語る会」を実施しました。その際にも、日頃から地域づくり協議会の運営や活動に携わっている方々の悩みや課題、行政への要望など多くの意見が聞かれました。

〔図表 1-12：地域づくり協議会の課題〕

《項目》	現状・課題の内容	課題と感じている協議会数
■意義や役割の認識	・何をする組織か理解されていない	6
■自治会との関係性	・自治会活動が困難になってきた ・自治会活動だけで大変だ、忙しい	8 7
■組織・役員などの体制	・充て職により任期が短く、動けない ・自治会長頼みの役員体制である	8 11
■事業・活動内容	・イベント屋になってしまっている ・事業や活動内容がマンネリ化している ・課題解決事業などに取り組むべきではないか	7 12 10
■住民の参画意識	・事業や活動の参加者が少ない、減少している ・若者や子どもなどの参加が少ない	7 10
■人材育成	・センター長などの後継者がいない ・若者が忙しくて、役を頼めない	9 7
■地域まちづくり計画の実践	・計画どおりに活動ができていない (実践しているかの検証もできていない)	8
■他地域・他団体との連携	・他の地域が何をしているのかが分からない ・地域内のいろんな団体との調整が難しい	6 5
■行政との関係	・もっと役場職員に地域にかかわってほしい	10

(意見のとりまとめ一覧は、巻末の資料②に添付)

これらの意見や現状などを踏まえ、地域づくり協議会の課題を次のとおり整理します。

①意義や役割の認識

「地域づくり協議会とは、そもそも何をする組織なのかを理解できていない」また「地域づくり協議会が何をしているのか知らない」という意見が多く聞かれました。

平成18年の設立の際には、住民説明会などにより周知をしてきたものの、13年が経過するとともに、その認識が薄れてしまっていることが分かります。

また、町の合併後に行政が主導して設置したこともあり、「やらされた」「押し付けられた」とのイメージが根強く、主体的な取り組みや参画意識の醸成につながりにくい状況がうかがえます。

②自治会との関係性

佐用町内には、131 の自治会があり、従来から取り組んできた隣近所の助け合いや清掃活動、祭りなどの身近な生活に密着した活動を実施しています。

地域づくり協議会設立時点では、今後数年～10年くらいの間、活動の実施や組織の存続が困難な自治会が多く出てくると想定していましたが、住民の皆さんの努力と知恵によって、今日も自治会活動が維持されています。そのため、地域づくり協議会の「自治会を補完する役割」などを理解しにくい状況になっています。また、地域づくり協議会の活動内容が自治会との重複であることも多く、負担感や参画意欲の低下につながっていると思われます。

自治会と地域づくり協議会の役割を明確にし、地域の状況に応じて役割分担を行う必要があります。

③組織・役員などの体制

地域づくり協議会の役員やスタッフなどの選出が、「自治会の役員の充て職」や「各種団体の長」となっていることが多く、地域活動に根付いた人材が登用されていることがうかがえます。

しかしながら、任期が1～2年のため、地域づくり協議会とのかかわりが短期間のみとなり、十分な活動が行える状況にないことが大きな課題となっています。

また、各自治会長が主要な役員となるケースが多いため、自治会との強固なつながりを築くことができる一方で、「役員ばかりが忙しい」という負担感につながっていると思われます。

④事業・活動内容

地域づくり協議会設立以降、地域内の融和や交流、また良好な人間関係を構築し、地域力を向上させるため、生涯学習活動を中心とした活動が展開されてきました。全ての地域づくり協議会において、地域の特色を活かした事業やイベントが実施されています。

一方で、イベントが固定化し、参加者が減少してきたため、参加賞を高額にして参加者を集めるなど、マンネリ化の弊害も見られます。

また、地域課題の協議や解決にむけた取り組みなど、新たな事業の展開への動きが鈍く、今後の大きな課題となっています。

⑤住民の参画意識

地域づくり協議会は、本来、やる気のある人が誰でも参画でき、合意形成も多様であり、自由な活動が展開される組織です。しかしながら、「参加者が少ない」「参加者が固定化している」「役員のみで実施している」など、住民にとって、役員など一部の人の活動であるとの誤った認識があるように思われます。

課題①で記した地域づくり協議会についての認識不足はもちろん、活動の周知やPR方法なども見直していく必要があります。それとともに、若者や女性・子どもを含め、多くの住民が求めている活動内容であるかを再検討することも重要ではないかと思われます。

また、そもそも地域活動への参画意識が低下していることも否めないため、過疎化が進む地域において、特に若い世代の地域への愛着や帰属意識の確立なども大きな課題です。

⑥人材育成

多くの地域づくり協議会において、「後継者がいない」ことが悩みであり、役員や地域リーダーの高齢化が切実な課題となっています。

若者のライフスタイルが変化し、世代間の意識の差も生まれていることから、コミュニケーションが難しいことも要因の一つと考えられます。また、年金支給開始年齢の引き上げなどにより60歳を超えても現役で働く方が増え、地域活動に参加しにくい、また忙しそうなので声を掛けづらいなどの状況も生まれてきています。

特に、現在の地域づくり協議会においては、中心的役割を担うセンター長の後継者不足も深刻で、「忙しすぎる」「専任でなければできない」などの理由があげられています。センター長の役割やあり方についても、再検討することが求められています。

⑦地域まちづくり計画の実践

平成30年までに、全ての地域づくり協議会において「地域まちづくり計画」が策定されました。佐用町では、この「地域まちづくり計画」を総合計画の中の地域計画と位置づけ、この計画を基に、地域の主体的な活動の実践を支援していくことにしています。

一方、計画を策定したものの、その実行性については確実でないものも多く見られ、その存在さえあまり知られていないことも分かってきました。策定から約10年が経過していますが一度も検証されていない計画もあり、実行性について改めて検証し、将来を見据えた中で必要な見直しを行っていかねばいけません。

⑧他地域・他団体との連携

「自分たちの実施している活動が正しいのか分からない」「自分の地域以外の活動内容を知らない」との意見も聞かれ、地域づくり協議会間の連携が不足していることがうかがえます。

センター長においては、毎月センター長会を開催し、意見交換や情報共有、視察研修などを実施していますが、今後は更に地域全体としての連携を深め、情報を共有する必要があります。

また、同じ地域内で、同じような事業や活動をしているのに、連携が取れていないために重複しているものも見られ、負担感を感じる要因にもなっています。他団体等との連携を図っていくことも大きな課題です。

⑨行政との関係

行政に対しては、「方針やビジョンを示してほしい」「一緒になって考えてほしい」「もっと地域に入ってほしい」などの意見や要望が多く聞かれました。

協働のまちづくりや地域づくり協議会に対する町としての認識や意識を深化させるとともに、職員のスキルアップを図り、必要な支援を提供することができる体制を整えることが急務です。あわせて、職員の地域へのかかわり方について、地域・行政の双方が認識を一にし、より良い関係性を構築していくことが重要です。

地域づくり協議会の運営や活動がスムーズに行えるよう、現在の制度や体制、方向性を検証し、必要な見直しを行う必要があります。

3 目指す地域の将来像

(1) 地域づくり協議会の役割

社会・経済構造の変化に伴い、住民の生活や価値観が大きく変化してきている中、住民が行政に求めるニーズが多様化してきています。減少する職員数や厳しい財政状況のもと、行政がそれら全てに対応することが難しくなっています。このような背景から、住民と行政がそれぞれの特性を活かし、補完しながら地域課題の解決にあたる「協働のまちづくり」が推進されています。

地域づくり協議会は、おおむね旧小学校区単位で組織され、複数の自治会によって構成されています。これにより、今後予想される活動が難しくなった自治会を支える組織となり、広域的な取り組みの実施や多彩な人材の確保などスケールメリットを活かした展開が期待されています。

また、活動を地域課題の解決など、将来を見据えた取り組みへと転換していく必要があります。

〔図表 1-13：地域づくり協議会の役割〕

■自治会の補完機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・一自治会では取り組むことが難しい活動・事業を実施 ・広域的に実施することが望ましい活動・事業の実施
■地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据え、地域課題を洗い出し、協議・検討 ・地域課題の解決を模索、解決の取り組みを実践
■地域資源の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源や魅力の発掘と再認識 ・地域資源や魅力の発信・PR ・伝統・文化の継承と後継者の育成
■多様な主体の参画	<ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性、子どもなど多様な主体の参画を推進 ・地域外の人材などの取り込みのための取り組み実施と促進 ・地域企業や大学等との連携を図り、活性化を促進

(2) 行政の役割

「協働のまちづくり」を推進するための行政の役割としては、主に「地域ではできない事業の実施」「地域活動の支援」です。地域とともに知恵を出し合い、汗をかきながら、地域課題の解決方法を模索し、実践していくことが必要です。そのうえで、地域では解決できない課題については行政において実践していきます。

地域が行う活動への支援も大切な役割の一つです。担当職員など人的支援のほか、財政的支援、また必要な情報の提供など、地域のニーズを把握しながら、地域の取り組みがスムーズに行えるよう支援するとともに、支援を行うための体制整備も行っていく必要があります。

〔図表 1-14：行政の役割〕

■地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに、地域課題の解決方法の模索、実践 ・地域づくり協議会の運営および活動に必要な財政的支援 ・研修や勉強会の実施による人材育成支援 ・担当職員の設置や各部署の職員による支援体制の確保など人的支援
■情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり協議会の運営および活動に必要な情報等の提供 ・積極的な情報公開の実施と意見の収集と反映 ・住民に分かりやすい方法や手段による情報提供の実施
■行政の構造改革	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり協議会を支援する職員体制や仕組みの整備 ・職員の資質向上、スキルアップのための人材育成や研修制度の充実 ・地域づくり活動への参画を推進する体制の整備
■行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な行財政運営 ・行財政基盤の整備

（３）目指す地域の将来像

人口減少などによる税収の減少や町合併に伴う国からの特別措置期間の終了などにより、今後ますます財政状況が厳しくなり、職員数も減少を続ける中、これからの町の運営がますます厳しくなることは明白です。住民ニーズも変化、多様化してきており、行政がその全てに対応することは難しくなり、これまで可能だった公的サービスや公共事業などが提供できなくなることが予想されます。

そのため、協働のまちづくりの推進によって、暮らしに密着した地域課題については、住民と行政が協力し合い、知恵を絞りながら、解決方法を模索し、実践していくことが必要となります。

地域においてその役割を担うのは、まず自治会となりますが、その自治会自体が少子・高齢化などにより維持や活動が困難になってきていることは事実です。広域的な視点に立ち、多様な主体の参画と活動が期待される地域づくり協議会が重要な役割を担うことが求められています。

「今の当たり前がこの先も続くとは限らない」という危機感を住民と行政の双方が認識・共有し、「その時に備える」ことを今から考えていかななくてはなりません。

自治会が成り立たなくなった時に、地域の方で必要な事業を検討し、継続させていくこと、また、行政が現在の住民サービスを維持できなくなった時に、地域の現状や課題を一番よく知っている地域住民によって、地域に必要な取り組みを行っていくことが「協働のまちづくり」の目指す地域づくりであり、それを実践することができる組織が地域づくり協議会です。

これまで、町や地域、そして地域づくり協議会の現状と課題を整理するとともに、地域づくり協議会と行政の役割について記載してきました。

ここでは、町が目指す将来像やまちづくりの目標とこれら地域の現状を踏まえ、目標を定めることとし、目指す地域づくりの将来像を次のように描くこととします。

〔将来像〕：誰もが安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域

- 地域づくり協議会において実践する地域づくりの目指す将来像とします
（ただし、地域づくり協議会ごとの目標は、各地域まちづくり計画で定めます）
- この目標については、10年後（平成40年）の達成を目指します
各取り組みを行うことで、目標とする地域の実現を進めていきます

この将来像を実現させていくためには、地域の課題を解決し、身近な暮らしを守っていくこと、様々な人や団体が得意な分野で活躍し、魅力ある地域づくりを行っていくことが大切です。

次のページには、地域づくり協議会が行っていく取り組みを4つの項目で示しています。地域づくりを「大きな木」で表現し、4つの取り組みを進めていくことによって、地域の目標がしっかりと根を張り、地域が活性化していくことをイメージしています。具体的な取り組み内容については、あくまで例示ではありますが、このような取り組みを協議・検討・実践していくことで、地域づくり協議会の存在意義が明確になり、その役割を果たしていくことができるものと考えています。

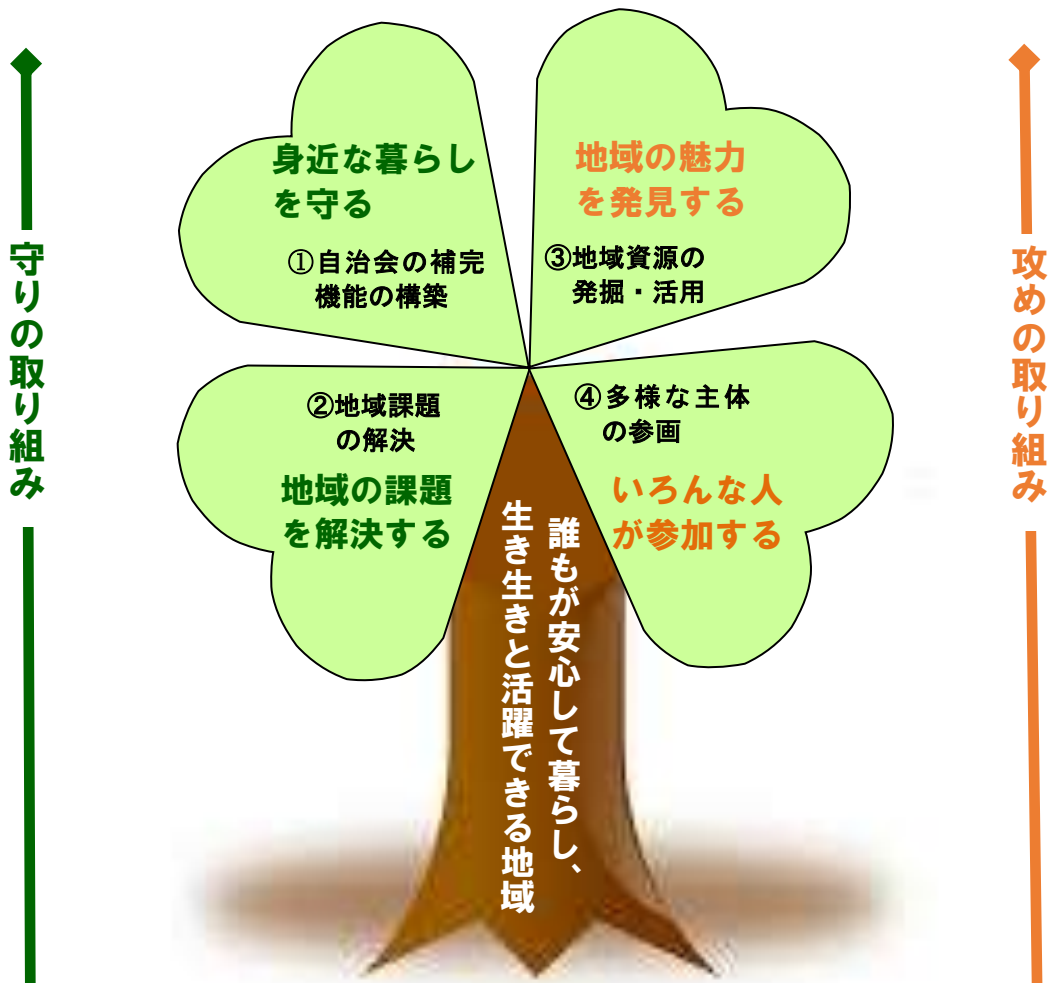
〔図表 1-15：地域づくり協議会の4つの取り組みの理由〕

4つの項目	「なぜこの取り組みが必要なのか？」
身近な暮らしを守る ①自治会の補完機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子・高齢化などにより、今後ますます自治会の維持や活動が困難になることが予想されるため ・ 広い範囲や複数の自治会で実施するほうがよい取り組みについて広域的に実施するため
地域の課題を解決する ②地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくため ・ 若者が住み続け、結婚・出産・子育てがしやすい地域を作っていくため ・ 地域全体で、将来を見据えた取り組みを行っていくため
地域の魅力を発見する ③地域資源の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の魅力を発掘・再認識し、地域に愛着を持つため ・ 地域外へ魅力をPRし、都市住民との交流や観光客誘致などにより、地域を活性化させていくため ・ 伝統芸能や文化などを継承し、後世に引き継いでいくため
いろんな人が参加する ④多様な主体の参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な人が参画することで、多様なアイデアや技能を地域づくり活動に活かすことができるため ・ 地域外の住民や企業などの参画により、地域づくり活動に必要な人材を新たに確保することもできるため

この4つの取り組みは、「守り」と「攻め」の2つに区分することができます。この「守り」と「攻め」の両方の取り組みを進めていくことにより、地域が目指す将来像〔誰もが安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域〕の実現に近づけるのではないかと考えています。

〔図表 1-16：地域づくり協議会の守りと攻めの取り組み〕

■「守り」の取り組み 〔誰もが安心して暮らすため〕	■「攻め」の取り組み 〔誰もが生き生きと活躍するため〕
①自治会の補完機能の構築	③地域資源の発掘・活用
②地域課題の解決	④多様な主体の参画



守りの取り組み

攻めの取り組み

◆身近な暮らしを守る◆

〔①自治会の補完機能の構築〕

- ・一つの自治会で取り組めなくなった事業の支援
- ・複数の自治会で行うほうが効率的な事業の推進
- ・祭りや清掃活動など、自治会で実施している事業への支援
- ・自治会間の意見交換や情報提供の場の提供や相談

◆地域の魅力を発見する◆

〔③地域資源の発掘・活用〕

- ・地域住民が地域の魅力の再認識をするための取り組みの実施
- ・地域資源や魅力の発掘・発信
- ・地域資源を活用した地域活性化の取り組みの実施
- ・若者への伝統芸能や文化等の継承
- ・地域学習や歴史学習などの推進

◆地域の課題を解決する◆

〔②地域課題の解決〕

- ・地域課題の発掘と我が事化
- ・安心安全を維持する防災防犯活動
- ・自然環境や景観の保全など快適な生活環境の整備
- ・地域全体で子どもを守り育てる取り組みの実施
- ・コミュニティビジネスなど若者の夢の実現への支援

◆いろいろな人が参加する◆

〔④多様な主体の参画〕

- ・自治会とは異なる多様な主体の参画の促進
- ・世代間格差を解消するためのコミュニケーション促進の取り組み
- ・誰でも参加しやすい仕組みの整備や雰囲気作り
- ・UJIターンなど移住者の参画
- ・多彩な主体の参画による活性化の促進
- ・地域外の人材などの取り込みの促進

〔図表 1-17：地域づくり協議会が取り組むべき4つの機能〕

第2章 地域づくり協議会の充実への方策

「今の当たり前がこの先も続くとは限らない」という考えのもと、地域の将来を見据え、地域にとってこれから何が必要かを考えていくことが大切です。

地域の目標や将来像にむかって取り組みを進めていくためには、現在の組織や運営、事業内容や地域まちづくり計画などを検証し、必要な見直しを行い、地域づくり協議会の体制と活動を充実させていかななくてはなりません。

第2章では、地域づくり協議会の組織や活動を充実させていくための方策について記載します。

1 自治会との関係性

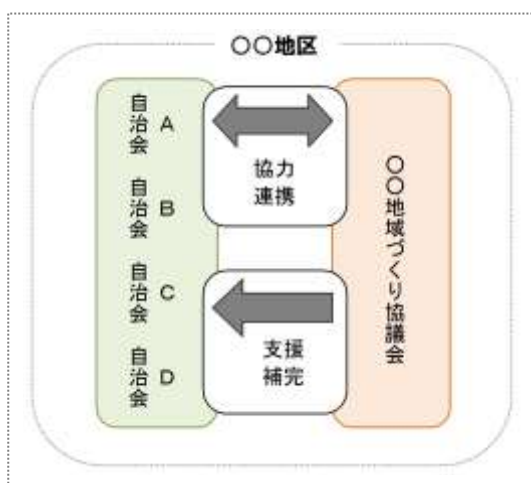
私たちの身近な生活を守っていくためには、これまでも、そして、これからも自治会が重要な役割を果たしていくと考えられます。しかしながら、少子・高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会の維持や活動が難しくなるにつれて、自治会を補完する役割を有し、広域的に事業を実施することができる地域づくり協議会の存在は大きく、その役割が重要になってくることは明らかです。

そのため、身近な自治組織である自治会との役割や関係性を整理することも大切です。

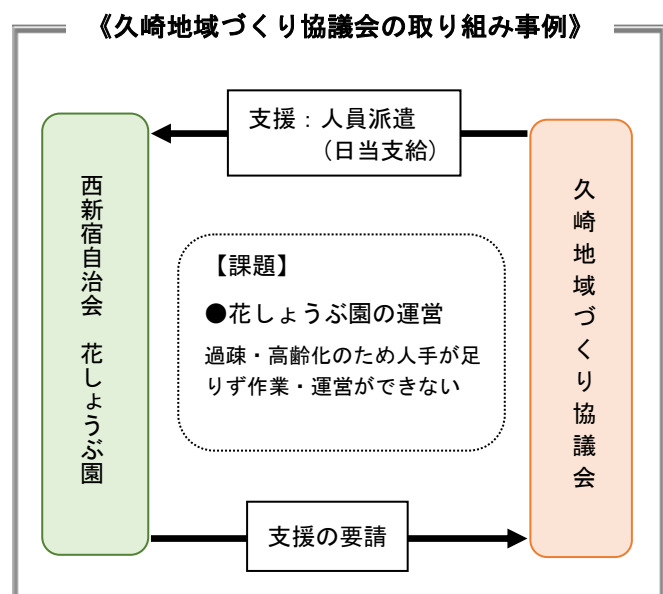
自治会と地域づくり協議会の関係は、どちらが上でどちらが下というものではありません。それぞれの役割を明確にし、お互いが補完し合う関係性を認識することが重要です。

地域の状況によって、役割分担すべき活動内容や関係性のあり方などが異なるため、地域づくり協議会ごとに仕組みを作り上げていく必要があります。

それぞれの強みを活かした役割を果たしていくことで、より良い関係性の構築へとつなげていくことを目指します。



〔図表 2-1：自治会との関係性のイメージ〕



2 組織運営体制の整備

(1) 事務局体制の確立

組織を運営していくためには、事務局が運営を統括し、各種調整や事務作業などを行う必要があります。安定的な活動を実施するには、しっかりとした事務局体制を確立することが重要であると言えます。

現状では、センター長がほぼ一人で組織の運営と事務作業を行っており、非常に多忙であるとともに、組織としての判断や作業が行える体制が整っていないことが課題です。

よって、将来を見据え、今後の活動が活発化・多様化することを想定し、事務局体制の整備を行い、円滑な組織運営を推進します。

〔図表 2-2：事務局等の役割（現状）〕

	会長	センター長	事務員
■身分	地区の代表者 ※全ての地区で 自治会長が充て職	町の非常勤特別職 ※地域において推薦され、 町でセンター長を委嘱	地域で雇用（任意） ※佐用、幕山、上月、久崎、 三日月などで設置
■役割	代表・運営の総括	調整役、事業の調整および執行、 拠点の管理	事務処理、会計処理など
■現状	代表としての責任等 が明確でない	代表＝事務局長（調整役）＝事務員 の全ての役を担っている	センター長の補助的役割のみ

事務局体制を整備するといっても、地域の規模や活動内容、今後の取り組みなどにより、体制の形態は異なります。あくまで、地域の状況に応じた体制の整備を行うことを目標とします。

また、事務局体制を整備することにより、人件費等が増加することが想定されます。平成31年度より実施予定の地域における協議で「組織体制」「活動内容」「地域まちづくり計画」などの検証と見直しを行い、新たな目標による取り組みを実践していく段階になった地域づくり協議会において、新たな体制への人的・財政的支援などを行っていきます。

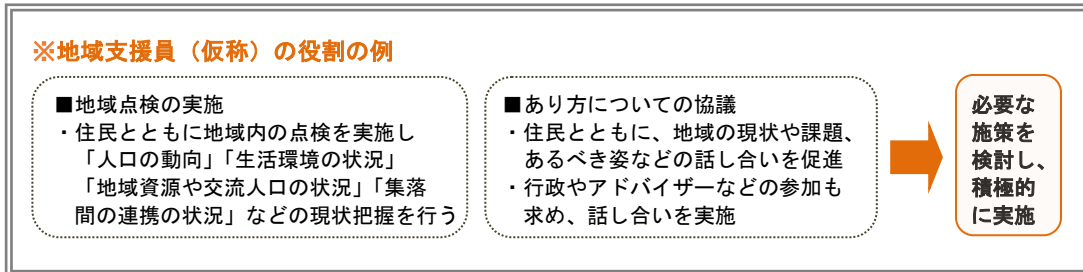
なお、実施時期については、条例改正や予算措置なども伴うため、地域での協議が進み、理解と体制が整った後の本格実施を目指すこととします。

〔図表 2-3：事務局等の役割（見直し後）〕

	会長	センター長	地域支援員（仮称）
■身分	代表として、複数 年活動できるかた ※地域で決定する	地域で雇用 ※非常勤特別職の位置づけを 取りやめる	地域で雇用 ※必要に応じて配置する
■役割	・代表 ・運営の総括	・組織の管理 ・地域内、行政との調整役 ・会長と連携して運営統括	・事務や会計処理など ・センター長と連携して、 運営、事業推進や実施
■変更点	・充て職としてで なく、組織の代 表として総括を 行う	・いわゆる事務局長としての 役割を担う （マネジメント…組織管理） （コーディネート…調整）	・事務補助でなく、地域を支援 し、リードする立場を担う

〔今回の見直しポイント〕

- 会長にも一定程度の報酬等の支払いを可能とする
- センター長の位置づけを「町の非常勤特別職」から地域での雇用に変更する
報酬額については、包括交付金に組み入れる
- 新たに地域支援員（仮称）を設置することができる（※役割は下記のようなイメージ）
- 地域支援員（仮称）の設置による人件費の増加分についても、包括交付金に予算措置する



（２）地域自治包括交付金

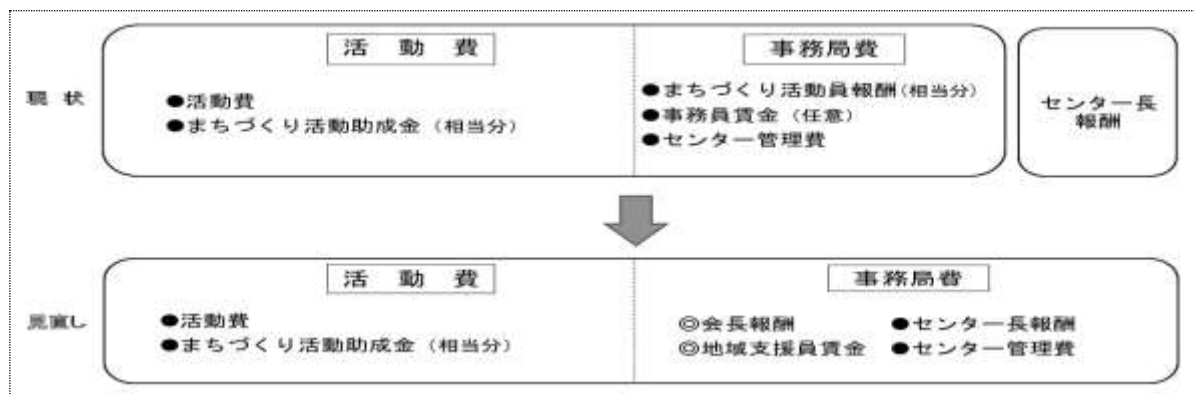
地域づくり協議会を運営し、活動を実施するためには、資金が必要となります。

佐用町では、平成 25 年に地域自治包括交付金制度を創設し、地域づくり協議会が安定的に運営・活動できるための財政的支援を行っています。交付金は、均等割や人口割、事業内容や規模等により積算しており、活動費のほか、賃金や報酬、まちづくり活動助成金（自治会活動への助成）、センター管理費などに活用できます。

事務局体制を確立するために、必要となる経費については新たに予算化するなど、必要な財政的支援を強化していきます。また、制限を緩和し、更に柔軟に活用できるように、地域で責任をもって活用や金額を決められる仕組みにしていきます。

一方で、町としてすでに廃止済の制度にかかる部分の減額や算定方法の変更に伴う交付金額の調整なども行います。また、現在の活動の検証や見直しを行うことにより、活動が活発化する地域が増えることも予想され、限られた予算の範囲において配分を検討していくことにもなります。よって、現在の交付金額が、今後においても保証されるものではありません。

また、今後は地域においても、自主的な財源を確保する取り組みが求められるようになります。イベントへの参加料の導入などの受益者負担の導入や地域活性化の取り組み、コミュニティビジネスによる収益の確保など、地域で稼ぐ仕組みづくりも検討していかねばなりません。

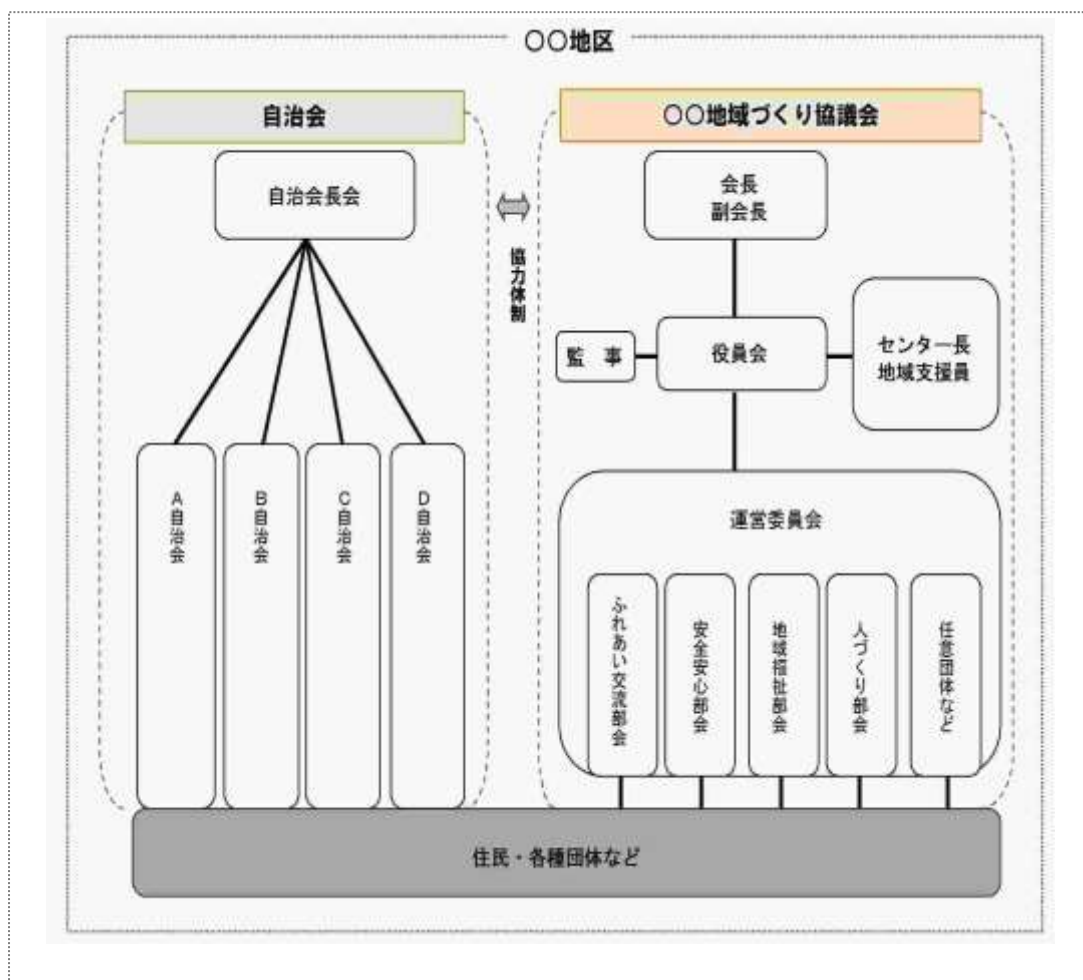


〔図表 2-4 : 地域自治包括交付金のイメージ〕

(3) 組織のスリム化

組織の役割が明確に示されていると、周囲との関係性の中で役割を認識することができ、目的の遂行や達成を効果的に行うことができます。組織図においてそれらを整理することにより、自身の役割やリーダーシップの方向性を誰もが認識することができます。

現在の組織体制を現状と照らし合わせて検証し、可能な限りシンプルな構造にするとともに、各分野において、責任者と役割を明確にし、実際に動くことができる体制にすることも大切です。

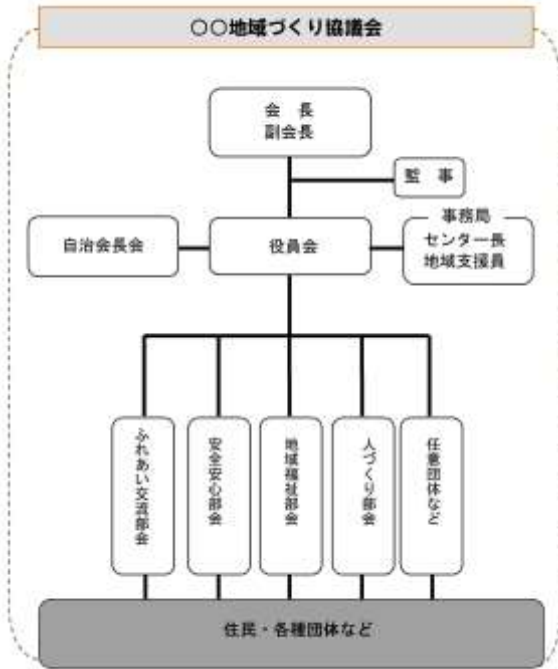


〔図表 2-5：自治会と地域づくり協議会の組織の関係図〕

組織体制については、地域の状況や活動の特性などにより異なると思われませんが、ここでは4つのパターンを示しています。あくまで例示であり、必ずしもこのようなパターンが良いというものではありません。地域の状況に応じて、より良い組織を作り上げることが大切です。

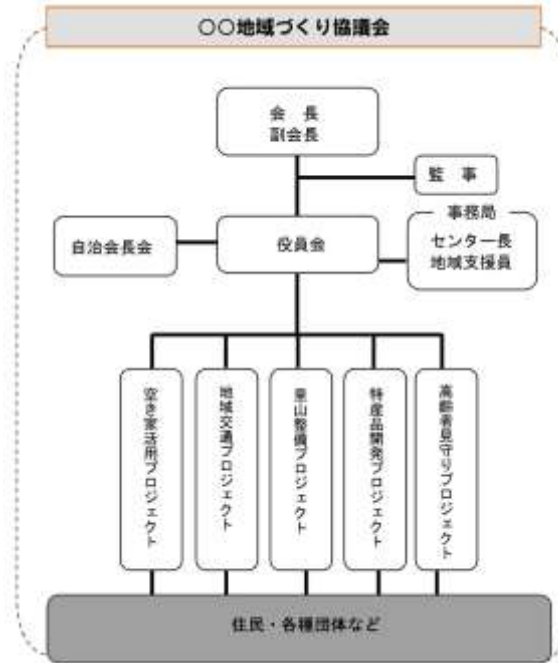
《組織図の例①》

自治会長会が地域づくり協議会の運営や活動内容などに積極的ににかかわるケース



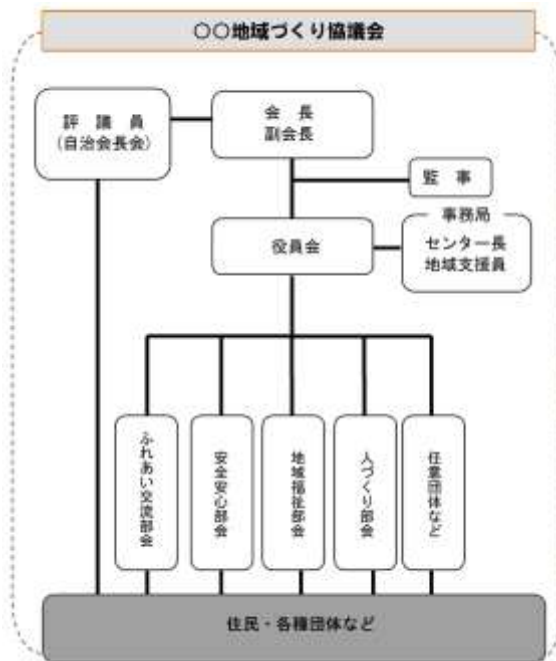
《組織図の例②》

個別の課題に対し、それぞれプロジェクトを立ち上げ、問題解決に取り組むケース
(その他の仕組みは、例①に準ずる)



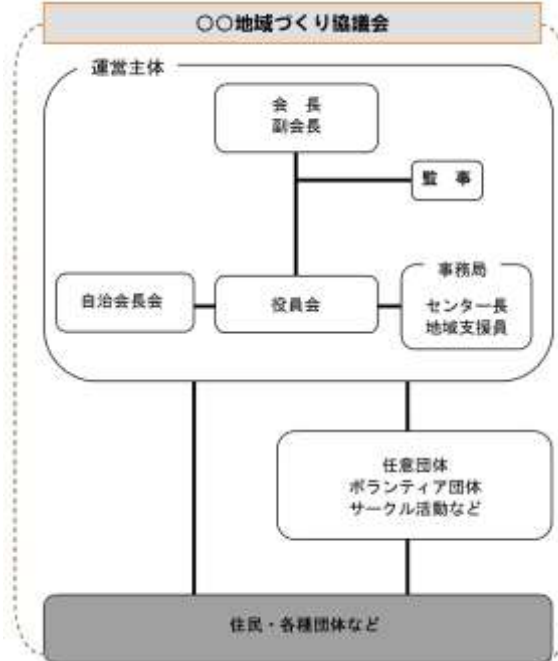
《組織図の例③》

自治会長会が評議員となり、地域づくり協議会と意見交換や相談を行うケース



《組織図の例④》

部会を作らず、地域内の任意団体やボランティア団体等の活動を取り込むケース
地域づくり協議会が直接実施する事業は、運営主体により実施



〔図表 2-6 : スリム化した地域づくり協議会の組織図の例〕

(4) 充て職・輪番制の見直し

自治会と地域づくり協議会は、規模の大小だけでなく、身近な生活を支え、維持するための「守り」の役割を中心に担う自治会に対して、多様な人々が新たな合意形成のもと、比較的自由的な活動を行う「攻め」の役割を中心に担うことができるのが地域づくり協議会であるという大きな違いがあります。

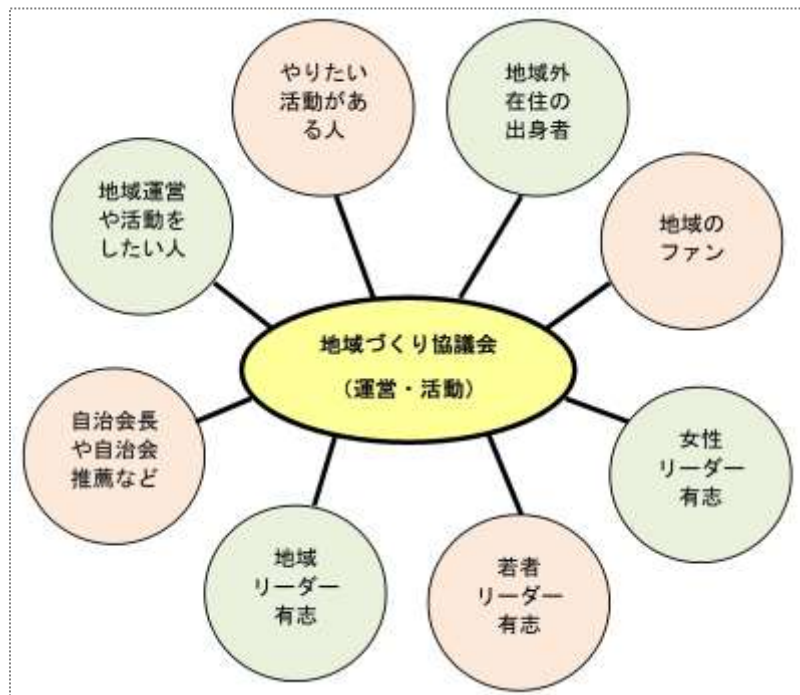
地域づくり協議会の活動には、多様な主体の参画が認められているため、役員やスタッフについても、多様な主体により構成されることが求められます。

現状では、役員やスタッフの選出が「自治会役員の充て職や輪番制」や「各種団体の長」であることが多いため、任期が短く、充分なかかわりを期待できず、一部の役員のみには負担がかかっている状況となっています。

地域の状況を踏まえた中で、役員等の選出方法を見直し、やる気のある人・やりたい活動がある人・地域リーダーとなる素質のある人などにかかわってもらえる体制に変えていく必要があります。

〔図表 2-7：多様な主体が参画するための方策〕

多様な主体が参画するための方策
・誰もが参画できる場づくり
・誰もが発言できる会議づくり
・新しい発想を容認する意識の醸成
・頑張る人を応援する雰囲気づくり



〔図表 2-8：多様な主体が運営にかかわるイメージ〕

(5) 活動拠点の整備

地域づくり活動を進めていくためには、活動拠点が確保されていることも大切です。

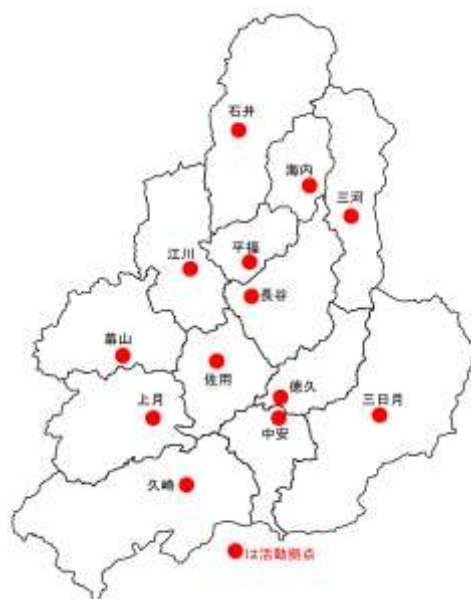
佐用町では、地域づくり協議会ごとに、それぞれの地域の中心的な場所にある町有施設などを活動拠点とし、「地域づくりセンター」を設置しています。事務所および会議室などを備え、事務作業や会議、活動の場として使用されています。

しかし、拠点の規模や設備、専用スペースの程度などについてはまちまちであり、拠点として充分機能していないところもあります。今後、事務局体制の確立や新たな事業の展開を進めることにより、ますます拠点機能の充実が求められることから、必要な事務備品や設備の整備はもちろん、専用スペースの確保などを必要に応じて進め、地域と行政のニーズが合えば、指定管理者制度を活用することも検討していきます。

住民がいつでも集うことができ、活発な活動が行える場となっていくことが期待されます。

〔図表 2-9：活動拠点施設一覧〕

センター名	活動拠点施設
佐用地域づくりセンター	佐用町教育集会所
長谷地域づくりセンター	長谷地区交流センター
平福地域づくりセンター	町地域福祉センター
石井地域づくりセンター	石井体育館
海内地域づくりセンター	ふれあいの郷みうち若杉館
江川地域づくりセンター	江川地区文化センター
幕山地域づくりセンター	幕山地区センター
上月地域づくりセンター	上月文化会館
久崎地域づくりセンター	久崎地区センター
中安地域づくりセンター	中安ふれあいセンター
徳久地域づくりセンター	南光文化センター
三河地域づくりセンター	三河ふれあいセンター
三日月地域づくりセンター	三日月文化センター



〔図表 2-10：活動拠点施設位置図〕

3 実施体制と事業等の再検討

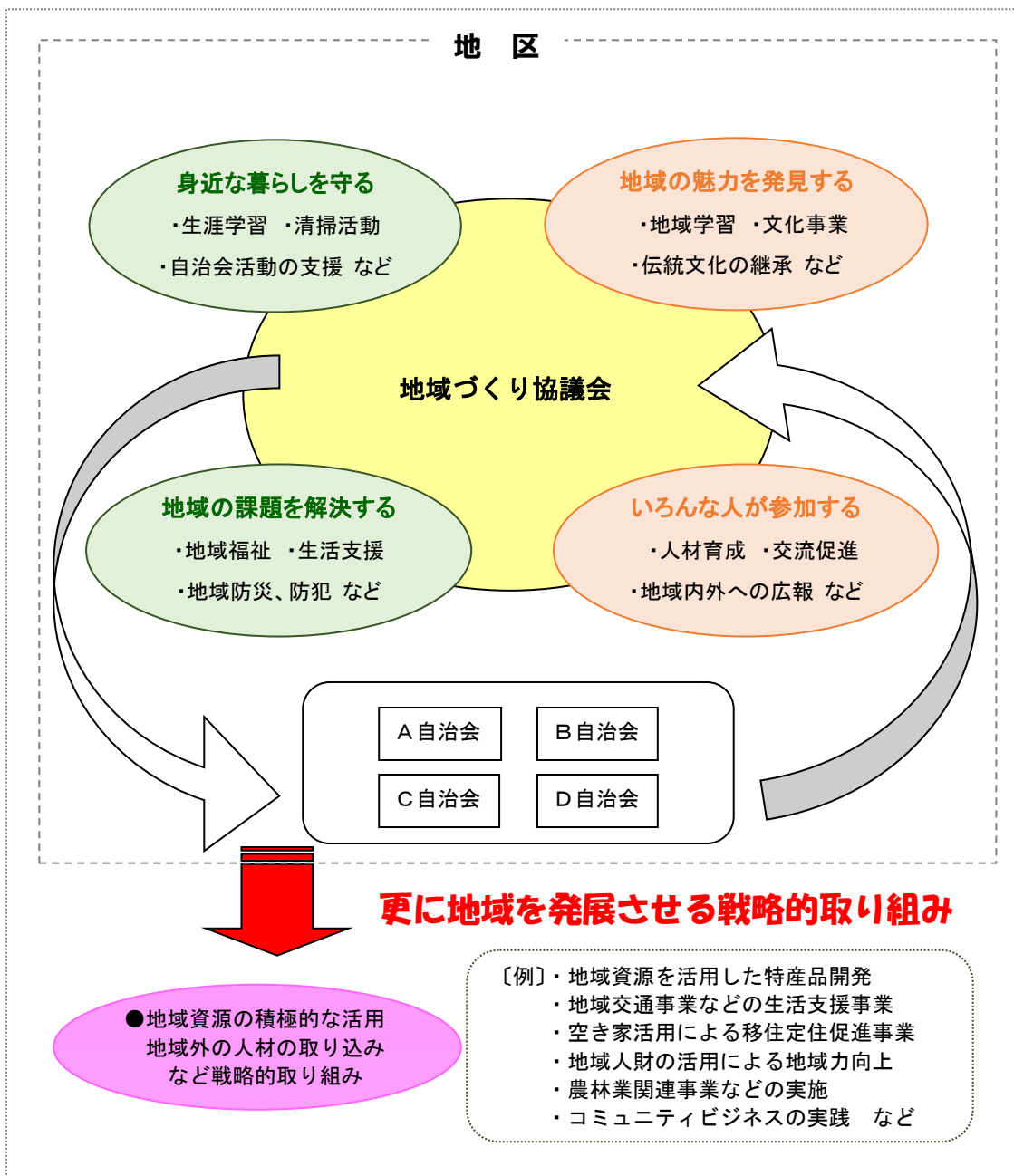
(1) 地域づくり協議会が担う重点機能

地域づくり協議会が担う重点機能については、「①身近な暮らしを守る」「②地域の課題を解決する」「③地域の魅力を発見する」「④いろんな人が参加する」の4つの分野ととらえています。

将来的に全ての地域づくり協議会において、これらの機能を備えることを目標とし、地域の状況に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、更に地域を発展させる戦略的取り組みとして、地域資源の積極的な活用や地域外の人材などの取り込みなど、次の段階にステップアップしていくことも期待されます。

ここでも、地域の状況に応じて、自治会との役割分担や他の活動団体等との連携によって、取り組みを充実・発展させていくことが必要です。



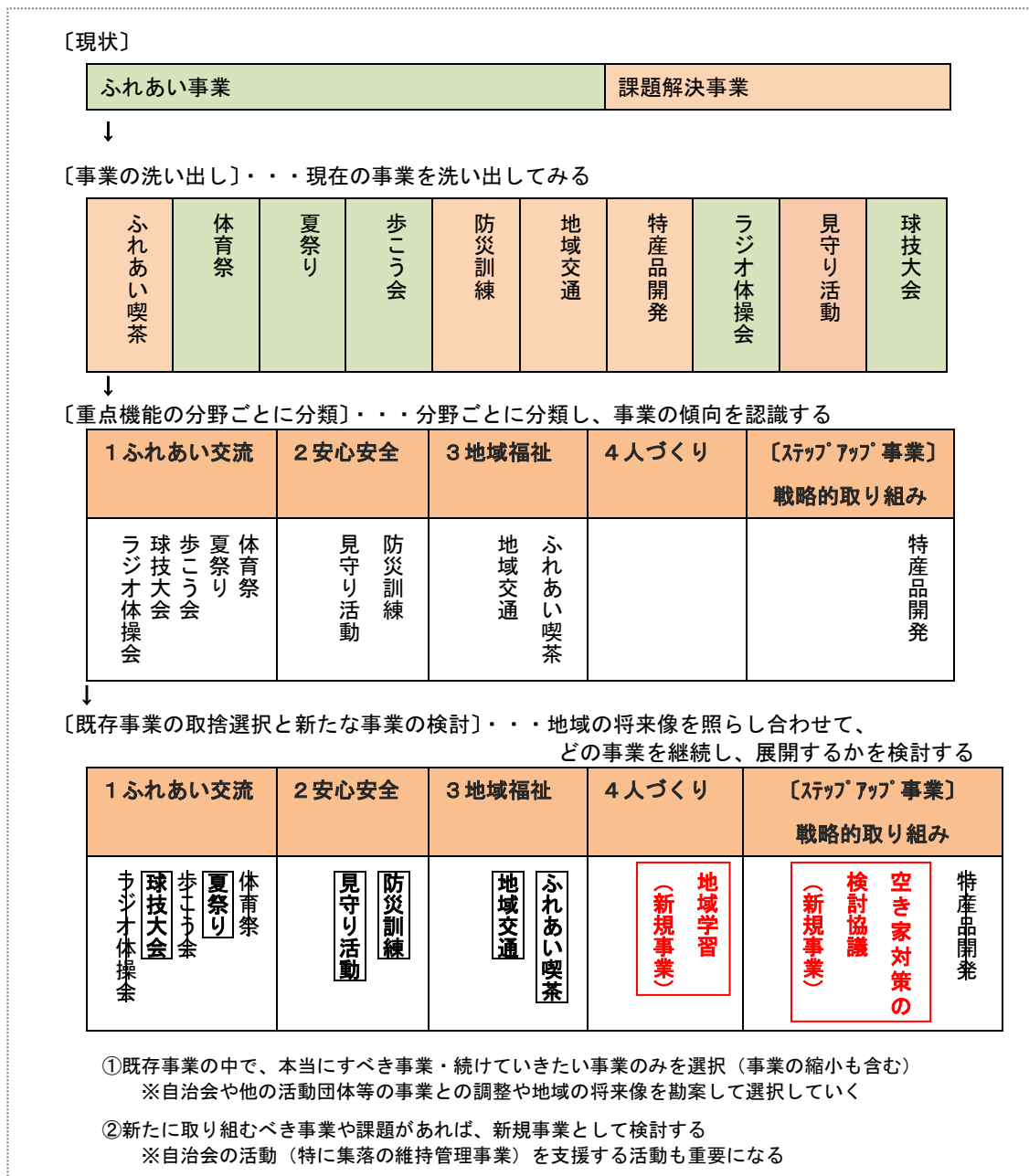
〔図表 2-11：地域づくり協議会の重点機能のイメージ〕

(2) 事業の見直し

今後の活動を展開していくにあたり、現在の事業や活動内容を整理することから始めます。まず、現在実施している事業を種類（性質）ごとに分類をしていきます。

どの分野の活動ができているか、できていないかを認識することによって、自分の地域の強みと弱みを把握することができます。その際に、地域づくり協議会の事業だけでなく、自治会ができなくなってきた事業や行政ができないことなどもあわせてリストアップできると、更に地域の現状や活動の状況、今後取り組むべき課題などが明確になり、役割分担や連携を整理しやすくなると考えられます。

そのうえで、今後の活動の方向性や展開を考え、将来を見据えた地域の目標設定など、今度の取り組みを検討していきます。

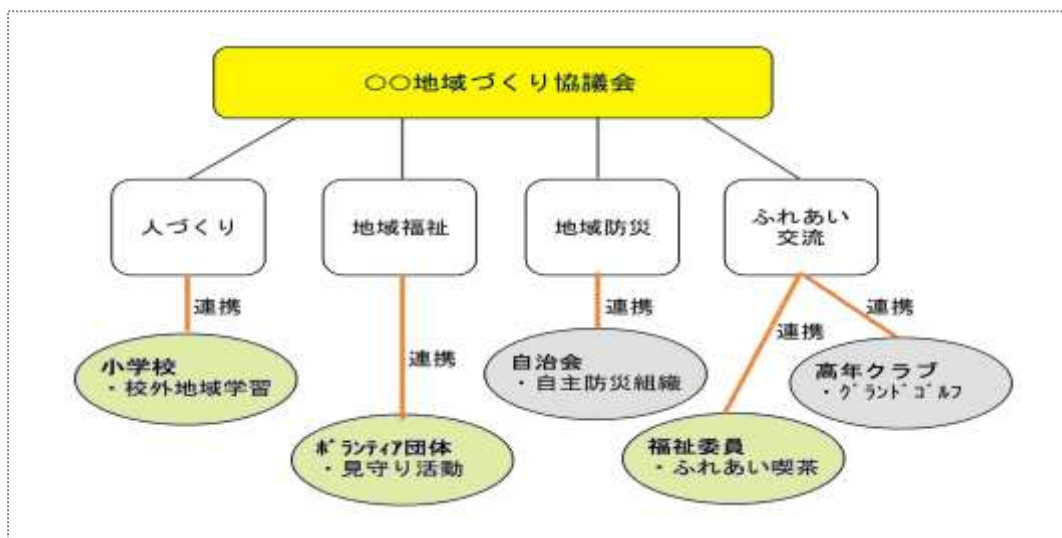


〔図表 2-12：事業の見直し方法のイメージ〕

(3) 他の活動団体等との連携

地域内には、地域づくり協議会と自治会のみならず、数多くの活動団体等が存在します。高年クラブや子ども会、スポーツクラブ 21 や消防団などの各種団体のほか、民生委員児童委員や福祉委員、農会長など、地域や自治会を代表して各団体へ選出されている委員など、多くの方が地域のための活動をされています。

例えば、地域づくり協議会と他の活動団体の事業を見渡して、福祉・健康増進・スポーツイベント、見守り活動など、同じような事業が実施されていますが、同じ地域内で活動しているということは、同じ住民を対象としていることとなります。他の活動団体等との連携を深め、相互に協力し合うことで、事業の集約、人材の確保、イベントなどの量的質的な向上などにつながることも期待できます。



〔図表 2-13：他団体との連携のイメージ〕

(調整前)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
〇〇自治会		球技大会	河川清掃		盆踊り	河川清掃	運動会	秋祭り
〇〇高年クラブ			河川清掃			河川清掃		
〇〇子ども会		球技大会					運動会	
地域づくり協議会		球技大会			納涼祭	河川清掃	運動会	

↓

(調整後)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
〇〇自治会		球技大会	河川清掃		盆踊り	河川清掃	運動会	秋祭り
〇〇高年クラブ			河川清掃			河川清掃		
〇〇子ども会		球技大会					運動会	
地域づくり協議会		球技大会			納涼祭 (盆踊り)	河川清掃	運動会	

■ 年間で実施する行事などを洗い出し、重複した事業や合同で行える事業について調整を行うことにより、負担の軽減や効率的な運営が期待できることがあります。

〔図表 2-14：事業の洗い出し作業の一例〕

(4) 地域まちづくり計画の見直し

事業の検証と見直しにおいて、地域の現状と活動の状況が明確になったなかで、将来を見据え、今後すべきことを考えていきます。地域の将来像や今後の事業目標などをみんなで話し合い、地域の将来目標を定めていく必要があります。

全ての地域づくり協議会において「地域まちづくり計画」が策定され、将来目標や具体的な取り組み内容などが記してありますが、早いところでは平成 22 年に作成した地域もあり、約 10 年が経過しています。その間、検証が行われることもなく、その実行性も確実でないものも多いなどの課題があるほか、地域によっては、計画の存在さえ忘れられているような状況にあります。

このたび、この計画が実行できているか、地域の現状に合っているかを検証していきます。そのうえで、地域の目標や将来像を踏まえ、必要な見直しを行います。

計画については、実現可能なものとし、随時見直しを行っていくことが大切です。また、地域の基本理念と長期にわたる方向性を記した基本計画の外に、短期的な目標を定めた実行計画を作成し、具体的な取り組みを進めていく方法もあります。



〔地域まちづくり計画〕



〔ワークショップの様子〕

(5) 地域間連携の促進

他の地域づくり協議会の活動を知ることによって、自分たちの活動を改めて考える機会になるなど、他の地域づくり協議会との交流を深めることは大切です。

「他の地域がどんなことをしているのか知らない」という意見が聞かれるなど、地域づくり協議会間の情報共有は進んでいません。

一方で、近隣の地域づくり協議会が共同で事業を行うなど、地域間連携が進み、事業の効率化や参加者数の確保など良い効果が得られている例も見られます。

現在、毎月のセンター長会にて意見交換や情報共有、視察研修などを実施していますが、他の役員や住民を対象とした機会も設けるなど、地域全体の連携を図る取り組みを進めていく必要があります。また、住民が一堂に会して、活動発表や事例紹介などを行う活動報告会の開催や事例集の作成なども行っていきます。

お名前	地区・所属団体名	お昼食の有無 (お昼食はご用意できません)

〔参考：兵庫県豊岡市「とよおか地域づくり大会 2019」チラシ〕

〔参考：兵庫県豊岡市「H29 活動事例集」〕

4 住民の参画と人材育成

(1) 住民の参画意識の向上

住民の地域づくり活動および地域づくり協議会に対する意識を向上させ、参画意識を醸成するためには、まず地域課題を「我が事」として認識し、課題解決の取り組みへとつなげていくことが重要です。

そのためには、地域の状況や危機意識を共有するための研修会やワークショップ、また地域の愛着と誇りを持つための学びの場などを提供し、住民の意識を深化させることが必要です。

また、参加すべき(したい)人が参加する(できる)仕組みを構築することが欠かせません。誰もが参画できる雰囲気づくりが大切です。

そして、地域の中で住民同士が地域づくりについて話し合う場を設けることも重要です。それぞれの想いや考え方、また得意なことややってみたいことなどについて話し合い、自分ならどんな形で地域づくりにかかわることができるかなどを話し合うことから始めるのも一つの方法です。そのような話し合いの中から、どのような地域づくり協議会にしていけば良いのか、多くの住民の参画を得ることができるのかが見えてくるに違いありません。

話し合いの中で、多くの人々が納得して、地域づくり協議会の意義や活動が広がっていくことが大切です。

《ワンポイント!!》「参画しやすい地域づくり協議会にするには？」

地域10原則って、こんな感じ。。。

- 第1 お金が儲かるよりも楽しいことをやる
- 第2 話し合いも大切だけど、やってみるのも大事
- 第3 よい地域を子供達に残す方法を考える
- 第4 楽しいことには積極的に参加する
- 第5 無理に押しつけたり嫌々引き受けたりしない
- 第6 できませんという人、やらない人を責めない
- 第7 だれが意見を言ってもきちんと聞く
- 第8 できるだけみんなに意見を言ってもらおう
- 第9 回覧などで情報を共有してみる
- 第10 他の地域や団体にもPRしてみる

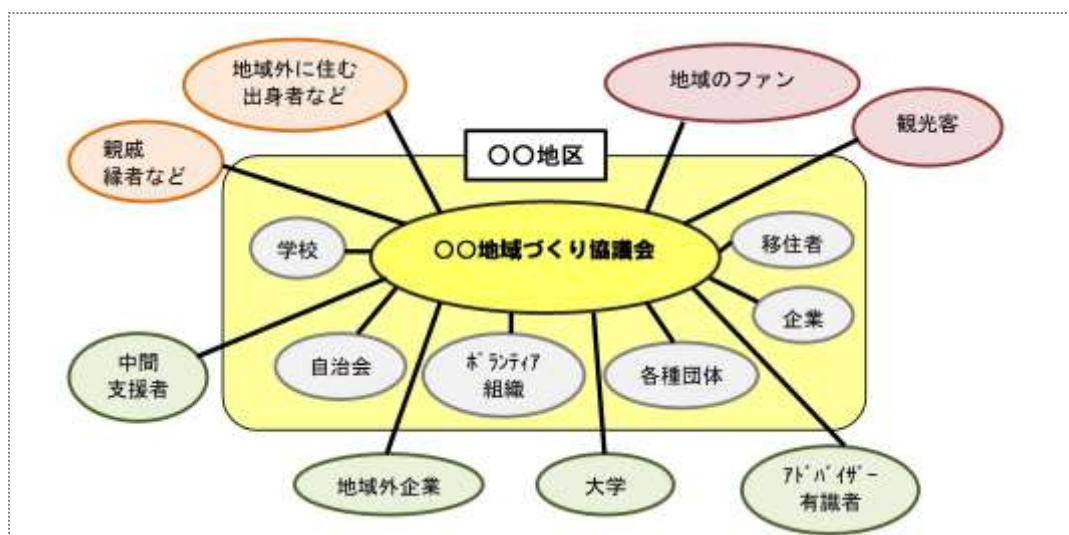
(出典：兵庫県ひょうごの元気ムラ「未来へつなぐ地域づくり」)

(2) 多様な主体の参画推進

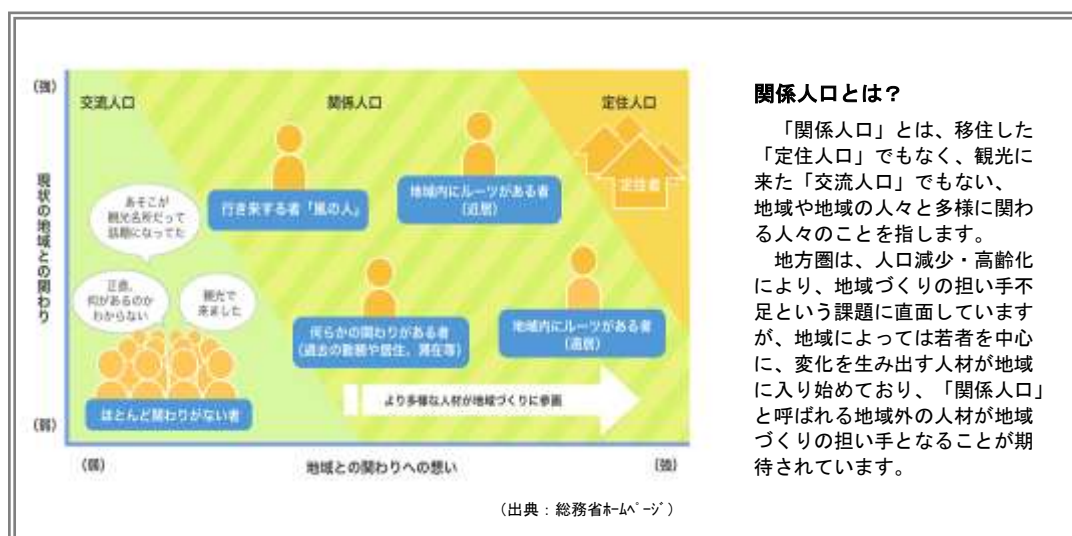
地域づくり協議会は、多様な人々が新たな合意形成のもと、比較的自由に広域的な活動を行う組織であり、多様な主体の参画が可能です。地域内外を問わず、若者や女性、子どもなど幅広い参画を期待したいところです。

若者や女性などが参加しやすい事業や活動内容を検討したり、若者や女性などに役割や責任を担ってもらうため役員の席を設けることなども一つの方法です。また、彼らの自主的な地域活動を支援・協力することも、地域づくり協議会への参画を推進することになるでしょう。

地域外の住民に企画段階から参画してもらうことで、新たな展開が生まれることもあります。近年、地域に多様な形でかかわる人のことを「関係人口」と呼んでいます。観光客などに地域の魅力を知ってもらい、活動に協力してもらうきっかけを作ったり、地域出身者の「郷土のために何かしたい」という郷土愛をくすぐって支援をしてもらうなど、様々な参画の方法があります。地域の魅力を発信し、地域のファンやリピーターになってもらい、クラウドファンディング（広く寄附や出資を募る方法）などにより活動資金を募ることも有効です。



〔図表 2-15：多様な主体の参画のイメージ〕



（3）企業や大学等との連携の推進

地域づくり協議会における協働のまちづくりのパートナーは、行政だけではなくありません。企業やNPO法人、大学等の教育・研究機関など、多種多様なパートナーが想定されます。

企業やNPO法人などにおいては、地域がその企業等の持つ専門性やノウハウ、豊富な人材や情報網などを活用して、地域の活性化につなげることが可能です。企業等にとってもメリットのある取り組みを行えるよう、企業等と地域のニーズを結びつけるマッチングが重要です。

また、大学とはすでに連携を行っている事例もあり、学生の柔軟な発想と明るく元気な行動力によって、地域が活性化していることが証明されています。更に、共同研究などを行うことによって、地域の現状調査や課題の発掘、調査結果の集約や分析など、地域だけでは難しい取り組みも専門的な知識の活用により、実施することが可能となります。

《久崎地域づくり協議会の取り組み事例》

平成21年に起こった豪雨災害のボランティア支援をきっかけに、関西学院大学の学生を中心に、久崎地区を盛り上げる活動が現在も続いています。当初は佐用町で生産される竹炭を盛り上げる目的で、「関西学院大学学生支援ネットワーク：チャコネット」が結成されました。

※チャコネットのチャコはチャコール(炭)から由来

現在では、コミュニティカフェの開催や各種イベントへの参加など様々な活動を展開し、久崎地域の住民を中心に交流を深めています。



〔コミュニティカフェの様子〕



〔武者・忍者に扮しイベントを盛り上げる学生〕

(4) 広報活動の推進

広く参画を促し、活動を活性化するためには、地域内外への情報発信が重要となってきます。

効果的な情報発信の方法（ホームページ、SNS など）やセンター報の作成方法などについて学ぶことも大切です。

まず、地域内に対しては、地域づくり協議会の存在意義や目的、活動内容などを発信することが、住民の意識の醸成につながります。また、地域の魅力を地域住民が知らないケースも多いため、魅力再発見の取り組みなどを行い、住民に地域の魅力を再認識してもらうことにより、住民自らがその情報発信者になることもできます。内容によっては、全体への発信でなく、ターゲットを絞った発信も有効です。

一方、地域外に対しては、来てほしいターゲットに合った情報発信の方法、範囲などを研究するとともに、イベント参加者などに地域のファンやリピーターになってもらう仕掛けも必要です。特に、若者世代においては、SNS などでの情報の拡散も期待できるため、有効な情報発信の手段を選択することが大切です。

また、地域住民にとっては、日常の行事や負担でしかない作業や活動も、都会の住民にとっては魅力的なイベントとなることもあるため、どのような情報が有効なのか研究することも大切です。



【地域づくり協議会のホームページ】



【地域づくり協議会の広報誌】

(5) 人材育成の取り組みと支援

多くの地域づくり協議会で共通の悩みとして、「後継者不足」「地域リーダーの育成の難しさ」があげられています。

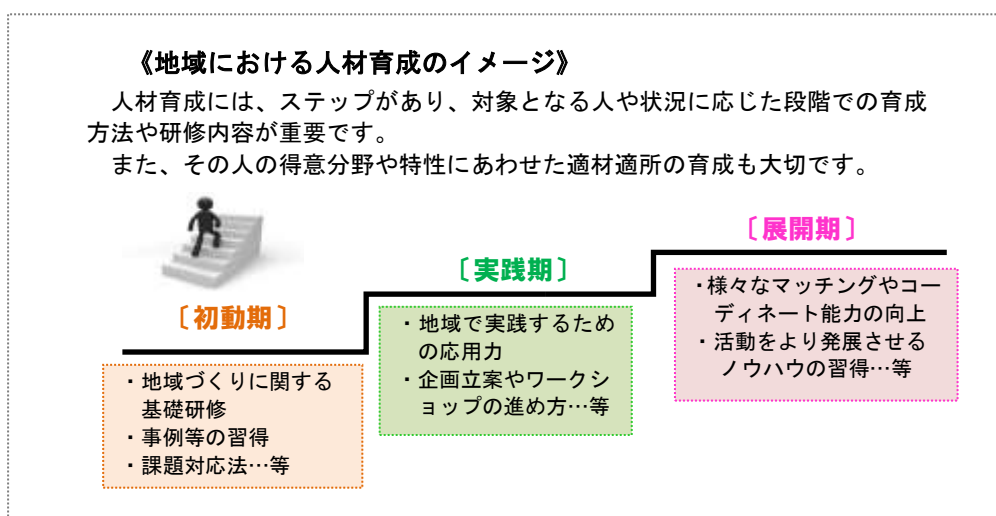
地域を担う人材を育成するには、地域を愛する心を育てることが重要です。そのためには、幼少期から地域学習や世代を超えた交流、伝統文化の継承などを行う中で、地域への帰属意識を確立させ、愛着を持つことができる取り組みが大切です。加えて、地域住民のボランティア精神の醸成や助け合いの心を育み、地域全体に温かい助け合いの絆が広がっていくことが望まれます。

一方、地域リーダーの後継者を育成するには、意図的に育てる仕掛けが必要で、地域の中で核となる人材（祭りなどのリーダーやまとめ役など）に直接声をかけて、依頼することが有効です。そして、その人を通して、次々と輪が広がることも期待できます。

行政においても、地域を越えた若者の交流や取り組みなどを通じて、地域活動への意識を醸成するなど、若者の地域活動の支援も進めていきます。また若者が地域活性化の取り組みやコミュニティビジネスなどに積極的に取り組めるよう、ビジネスコンテストの実施なども検討していきます。

地域づくり協議会を運営していく中で、悩みや疑問が生じた場合に、職員のアドバイスや支援、情報提供はもちろん、専門家やアドバイザーの助言や指導などを受けられる体制整備や意見交換会等の実施などを行います。また、スキルアップを目指す際に必要な勉強会や研修会の開催、先進地視察研修などの実施により、会長・センター長・地域支援員をはじめとする地域の皆さんを支援していきます。

地域においても、研修会や視察研修などで学んだ情報や知識、成功事例などを地域リーダーが役員や住民に伝えていかななくてはなりません。学びを共有し、つなげていくことが大切です。



《長谷地域づくり協議会の取り組み事例》

長谷地域づくり協議会では、若者による事業や起業などが行われ、地域の活性化に向けた取り組みが始まっています。

●バンブーマウス事業部

地元産の竹を繊維状にした土壌改良材（竹パウダー）の開発
災害時にも活用できるポータブル薪ストーブの開発・販売
ドローンの設計・開発・・・など

「地域資源を活用した活性化を目指し、雇用も生み出したい」



長谷地域づくり協議会メンバー

●Fablab 西播磨（ファブラボにしはりま）

3Dプリンターやカッティングマシンなどを備え、住民に開かれた「ものづくり」の場を提供している工房

「幼少期からものづくりに触れ、稼ぐ仕組みなどを体験させることによって、ものづくりに携わる人材を育成したい」



ものづくり教室の様子

第3章 行政の主体的な取り組み

1 行政の構造改革

(1) 職員体制の整備

佐用町では、職員の定員適正化により、平成17年の合併以降、職員は減少し続けており、住民ニーズが多様化する中、業務量が増加しています。

しかしながら、「協働のまちづくり」における行政の役割を果たすため、職員体制を整える必要があり、適切な人員数の確保と適材適所の職員配置が求められます。「協働のまちづくり」の更なる推進と地域づくり協議会への支援の充実を図るため、それに見合った職員の配置を行っていきます。

今後の地域活動の展開を見据え、地域づくり協議会を支援する職員の体制整備を進めます。

(2) 担当職員の体制と役割

佐用町では、地域づくり協議会の設立以降、全ての地域づくり協議会に担当職員を配置し、運営・活動および事務作業などの支援を行ってきました。

13年が経過する中で、センター長をはじめとする地域の皆さんの努力により、地域主体での運営や活動などが行える状況になったため、担当職員の役割の変化や一人の職員が複数の地域を担当するなどの変遷を経て、現在に至っています。

現在の地域づくり協議会の状況、および将来の展開を見据えた中で、担当職員の役割を整理し、適切な支援が行えるようにする必要があります。また、全ての担当職員が共通の認識や理解、情報を持って、地域づくり協議会の支援にあたる必要があるため、定期的に情報共有や意見交換を行い、研修会など学びの場を設けていきます。

また、今回の取り組みにおいて、更なる「協働のまちづくり」の推進体制の整備と地域づくり協議会での地域での協議などが進めば、地域の総合的窓口の役割として、担当職員を地域づくり協議会ごとに配置することも検討していきます。

〔図表 3-1：担当職員の配置と役割〕

〔当初〕	〔本庁〕 まちづくり課・生涯学習課	上月支所	南光支所(三河)	三日月支所
担当	6人(6地区)	3人(3地区)	3人(3地区)	3人(1地区)
役割	<ul style="list-style-type: none"> 統括(13協議会の相談・アドバイス等) 担当協議会の相談・アドバイス等 運営の事務補助や活動の補助など 	<ul style="list-style-type: none"> 担当協議会の相談・アドバイス等 運営の事務補助や活動の補助など 		
↓				
〔現在〕	〔本庁〕 企画防災課	上月支所	南光支所(三河)	三日月支所
担当	3人(6地区)	2人(3地区)	3人(3地区)	1人(1地区)
役割	<ul style="list-style-type: none"> 統括(13協議会の相談・アドバイス情報提供・行政間の調整等) 担当協議会の相談・アドバイス等 	<ul style="list-style-type: none"> 担当協議会の相談・アドバイス等 		

（３）職員が地域にかかわる仕組みの検討

協働のまちづくりの推進や地域づくり協議会の支援を行うのは、担当職員だけではありません。地域の課題は多様化し、また多岐に渡っているため、その対応は多くの部署に関係しており、役場全体で取り組む必要があります。

また、行政職員として、地域にかかわり、地域を知り、地域住民とともにまちづくりを進めていくことは最大の使命であり、地域においても職員のノウハウを地域のために活かしてほしいとの期待もあり、行政職員として恒常的に地域にかかわる仕組みを検討していく必要があります。

多様な年代や役職、様々な部署や職種の職員が地域づくり協議会の活動にかかわり、地域の状況や課題を把握し、地域と行政をつなぐ役割を担うなど、地域住民との関係性を構築する機会になることを目指します。そして、職員の間関係の構築やコミュニケーション能力などの個々の資質向上や職員としてのスキルアップを図る機会になることも期待しています。

一方、このような形で職員が地域に入るためには、その目的や役割を事前に勉強するための研修会などを開催し、共通の理解のもとで地域に入ることが大切です。また、地域における正しい認識も重要であり、このような制度を導入するにあたっては、行政と地域の双方において、十分な協議を行うことが必要です。

《仕組みの例①》

①職員サポーター制	
方 式	・希望者の手上げ方式（町長より任命書を交付）
位置づけ	・ボランティア（主に勤務日以外に活動や会議などに参画）
期 間	・1年間ごとの更新（継続も可）
地区選定	・希望する地区（ただし希望者数による調整あり）
人 数	・希望者数にもよるが、1地区に2～3名程度の複数を想定
そ の 他	・活動状況の自己申告により評価などに反映することなども検討

《仕組みの例②》

②地域研修制	
方 式	・計画的に条件を設け、若手、中堅、管理職などの職員を指名
位置づけ	・職員研修（勤務日に業務として従事することも可）
期 間	・1～2年程度のローテーション
地区選定	・希望する地区（ただし希望者数による調整あり）
人 数	・1地区に各年代・役職の2～3名のチームを想定
そ の 他	・研修後のレポート提出などにより活動の報告・検証を実施

(4) 地域おこし協力隊制度の活用

地域おこし協力隊とは、都会から田舎へ一定期間定住しながら、地域おこしの支援や活性化などの活動を行い、その地域への定住・定着を図る国の制度です。

佐用町では、平成23年度より地域おこし協力隊を採用し、地域の活性化や地域課題、また農業支援などに取り組み、それぞれの分野で活躍されています。

平成31年度の隊員募集からは、指定の業務のほかに「地域ミッション」を追加し、地域づくり協議会の事業や取り組みに参画してもらうことにしています。これにより、地域づくり協議会に新たな若者の参画が期待できるとともに、隊員にとっても地域との関係性を築き、地域へ定着しやすくなると期待されます。

今後、地域づくり協議会での協議において、事業や活動内容の検証と見直しが進み、新たな地域課題への取り組みなどが行われる場合には、地域づくり協議会に地域おこし協力隊を配置するなど、地域活動を支援する体制を整えることも検討していきます。

【地域おこし協力隊とは？】

都市地域から過疎地地域等へ移住して、地域に居住し、地域おこし活動などを行いながら、その地域への定住・定着を図るための国の制度です（都市地域について住所要件があります）。活動期間は、最大3年間で、町から報酬や活動費が支給されます。

佐用町では、これまでに計7人の隊員を採用し、農林業や観光振興、定住促進や情報発信などの分野で、町や地域の活性化の取り組みを実践してきました。

平成30年度は、4人の隊員が農業・林業振興や観光振興・定住促進の分野で活躍しました。

【平成31年度は5人の隊員を募集】

今回から、それぞれの分野の業務に加えて、「地域ミッション」を行ってもらうことにしています。各地域づくり協議会との関係性を深め、地域おこし活動に取り組んでもらう予定です。地域を知り、地域の皆さんと仲良くなることで、地域への定住にもつながると期待しています。各地域づくり協議会での活動に地域おこし協力隊が参画する第一歩となります。

<p>農産品加工販売員 1名</p> <p>「アロマ香りで贈れるお土産」の地域、そして毎朝朝食に活用していただくお土産</p> <p>【活動内容】 特産品加工・販売・包装・発送業務 特産品加工の「アロマ」・「アロマ」など 地域産品と活動を行う地域ミッション</p> <p>【募集対象】 高2以上のおかた（20歳以上） 専業主婦を希望し、専任できるかた 地元暮らしあり 普通自動車運転免許の必要</p> <p>【活動期間】 非常勤職員として採用 賃金（月）15,000円（月）15,000円 社会保険等の福利厚生あり 勤務：週4日（日）1時間（15分） 住宅費補助あり（専業主婦の場合のみ） 子育ての範囲内で活動費の支給あり 遠征費の給付補助あり（1名10,000円）</p>  <p>「毎朝お土産、贈りた気持ちで贈る人」 町の発展に貢献していただきます。</p> <p>詳細は、募集要項にてご確認ください。</p>	<p>定住促進コーディネーター 1名</p> <p>移住定住促進のPRや情報発信の活動のほか、地域と移住者をつなぐコーディネートとして、幅広く活動していただくお土産</p> <p>【活動内容】 移住定住を促進するための企画、立案、PR活動 空き家バンクの運営や移住希望者の相談など 地域産品と活動を行う地域ミッション</p> <p>【募集対象】 高2以上のおかた（20歳以上） 専任で活動できるかた 地元暮らしあり 普通自動車運転免許の必要</p> <p>【活動期間】 非常勤職員として採用 賃金（月）15,000円（月）15,000円 社会保険等の福利厚生あり 勤務：週4日（日）1時間（15分） 住宅費補助あり（専業主婦の場合のみ） 子育ての範囲内で活動費の支給あり 遠征費の給付補助あり（1名10,000円）</p>  <p>「毎朝お土産、贈りた気持ちで贈る人」 町の発展に貢献していただきます。</p> <p>詳細は、募集要項にてご確認ください。</p>	<p>観光・地域振興活動員 若干名</p> <p>観光地内で観光や地域活性化を促すための活動 観光地を活性化して地域活性化を促進していただくお土産</p> <p>【活動内容】 観光地での観光や地域活性化を促すための活動 観光地を活性化して地域活性化を促進していただくお土産</p> <p>【募集対象】 高2以上のおかた（20歳以上） 専任で活動できるかた 地元暮らしあり 普通自動車運転免許の必要</p> <p>【活動期間】 雇用契約なし（定勤の内） 賃金（月）15,000円（月）15,000円 活動時間（10時間）10時間 住宅費補助あり（専業主婦の場合のみ） 子育ての範囲内で活動費の支給あり 遠征費の給付補助あり（1名10,000円）</p>  <p>「毎朝お土産、贈りた気持ちで贈る人」 町の発展に貢献していただきます。</p> <p>詳細は、募集要項にてご確認ください。</p>	<p>観光活動員 若干名</p> <p>観光地内で観光や地域活性化を促すための活動 観光地を活性化して地域活性化を促進していただくお土産</p> <p>【活動内容】 観光地での観光や地域活性化を促すための活動 観光地を活性化して地域活性化を促進していただくお土産</p> <p>【募集対象】 高2以上のおかた（20歳以上） 専任で活動できるかた 地元暮らしあり 普通自動車運転免許の必要</p> <p>【活動期間】 雇用契約なし（定勤の内） 賃金（月）15,000円（月）15,000円 活動時間（10時間）10時間 住宅費補助あり（専業主婦の場合のみ） 子育ての範囲内で活動費の支給あり 遠征費の給付補助あり（1名10,000円）</p>  <p>「毎朝お土産、贈りた気持ちで贈る人」 町の発展に貢献していただきます。</p> <p>詳細は、募集要項にてご確認ください。</p>
---	---	---	--

2 協働のまちづくり推進体制の整備

(1) 研修制度の充実

地域づくり協議会においてもそうであるように、行政においても、最も重要で、最も難しい課題が「人材育成」です。

全ての職員が同じ意識を持って、協働のまちづくりの推進および地域づくり協議会の支援などに取り組むためには、学びの場を提供する研修制度の充実が重要です。

また、地域づくり協議会を支援するための知識やスキルの習得など、職員の能力向上を目指すための研修やワークショップも実施していく必要があります。

これらの研修等を、総務課が所管する「職員研修計画」に位置付け、全職員を対象に取り組んでいきます。

また、地域を支援するためには、様々な知識やスキルが必要となり、それは通常の職員の業務を行う中では養えないものもあるため、勉強会や研修会、またアドバイザーの指導などにより、絶えず学びの場を提供し、個々の職員のスキルアップを図っていくことが重要です。

「佐用町人材育成基本方針」に基づく研修制度（自己学習の支援）などを活用するなどし、自己研鑽に努め、個々のスキルアップを図る職員を支援していく体制を整えていきます。

〔図表 3-2：職員研修の一例〕

■協働のまちづくりに関する研修	<ul style="list-style-type: none">・全職員対象の研修会および講演会の実施・地域づくり協議会担当職員を対象とした研修
■協働のまちづくり推進への研修	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザーなどの指導により、地域課題解決を支援するためのワークショップなどの開催
■地域を深く知るための研修	<ul style="list-style-type: none">・地域にかかわる仕組みなどを活用した地域での研修・先進地視察など、地域現場を知るための研修
■職員のスキルアップのための研修	<ul style="list-style-type: none">・会議の進め方やファシリテーターのスキルの習得・自己研鑽のための勉強会や研修会への参加の促進

(2) 地域づくり活動への参画推進体制の整備

職員の地域づくり活動への主体的な参画を推進するためには、地域活動に参画しやすい環境を整えることも大切です。

佐用町では、「佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 25 号）」において、年間 5 日の範囲内においてボランティア休暇の取得を認めており、報酬を得ないで行う社会に貢献する活動（災害支援・社会福祉施設での支援など）を対象としています。今後は、地域づくり活動についても一定の条件の下、その対象としていくことを検討するなど、制度の充実を図っていきます。

また、地域づくり協議会の担当職員でなくても、業務として、地域づくり活動にかかわりやすい体制の整備や雰囲気づくりを進めていきます。また、全職員にそれらの方針や制度を周知徹底し、そのうえで、適切に評価する仕組みの構築も検討していきます。

(3) 関係部署の連携強化

地域づくり協議会が担う重点機能である「①身近な暮らしを守る（自治会の補完機能の構築）」「②地域の課題を解決する（地域課題の解決）」「③地域の魅力を発見する（市域資源の発掘・活用）」「④いろんな人が参加する（多様な主体の参画）」の4つの項目、およびステップアップ事業である「戦略的取り組み」について、地域でこれらの活動を推進していくためには、行政の支援体制の強化が重要となります。

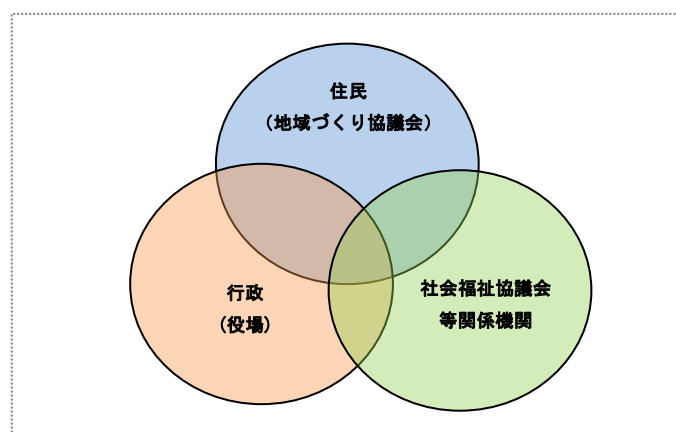
地域の取り組みや課題を共有し、複数の部署で対応することが望ましい事案については、協力体制を整えて対応し、行政以外の関係機関の支援が必要な場合は調整を行うなど、これまで弊害であると言われてきた縦割りの行政体質を改善し、一体となって取り組まなければなりません。

プロジェクトチーム会議や担当者会議など、職員同士や関係機関との協議の場を活用し、日頃から情報共有や意見交換ができる体制を整えていきます。

また、地域づくり協議会に対して、関係部署の連携や協力体制の整備状況などについての情報共有、確実な情報提供などを行っていく必要があります。それにより、地域と行政による「協働のまちづくり」の更なる推進を図っていきます。

〔図表 3-3：各部署の連携の一例〕

《重点項目》	連携が必要と考えられる部署
① 自治会の補完機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・企画防災課・各支所、出張所 ・総務課・生涯学習課 ・その他関係部署
② 地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・企画防災課・各支所、出張所 ・健康福祉課・高年介護課・社会福祉協議会 ・農林振興課・商工観光課・教育委員会 ・消防署・警察署・その他関係部署
③ 地域資源の発掘・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・企画防災課・各支所、出張所・総務課 ・教育委員会・生涯学習課・農林振興課 ・商工観光課・その他関係部署
④ 多様な主体の参画	<ul style="list-style-type: none"> ・企画防災課・各支所、出張所 ・商工観光課・教育委員会・生涯学習課 ・その他関係部署



〔図表 3-4：連携のイメージ〕

(4) 情報共有・提供・発信等の推進

地域づくり協議会が事業や活動を進め、新たな取り組みに挑戦してくためには、多種多様な情報が必要となってきます。特に、行政が持つ数多くの情報は、地域にとって非常に有効で、有益なものです。各種補助金や支援制度、相談窓口や貸出備品など、地域活動にとって必要な情報を確実に提供することが求められています。

また、行政の取り組みやビジョン、行財政状況などを従来の画一的な手段ではなく、住民に分かりやすい形で発信・共有し、理解を求めることが必要です。広報さようやホームページ、佐用チャンネルなどを最大限に活用し、住民目線で発信することが大切です。

更に、行政の政策や取り組みなどに対する住民の意見や感想をパブリックコメントや意見交換会などにおいて収集し、政策に反映させていくことも協働のまちづくりを推進するうえでは、重要なポイントです。



【町の広報誌「広報さよう」】

3 職員の地域づくり活動への参画促進

全ての職員が地域にかかわり、地域住民との信頼関係の構築や相互理解の促進など顔の見える関係性を築くことは、行政運営を行ううえで、欠かすことはできません。地域に入り、行政とのパイプ役となることにより、縦割り行政の解消にもつながることが期待されています。

また、職員も地域の現状や課題に接することにより、日々の業務では得られない多くの経験を積むことができ、様々な知識やスキルなどの習得、調整能力などの向上にもつながると考えられます。

全ての職員が「協働のまちづくり」および地域づくり協議会の意義と役割、そして取り組みや地域課題を理解し、地域住民とともに考え、解決方法を模索するという、行政が果たすべき役割の共通認識を確立させていきます。

また、「地域にかかわる」「地域活動に参画する」ということは、何も行政職員としての役割だけではありません。生まれ育った、また現在生活している地域のことであるため、一個人として我が事として考える必要があります。

そのためには、地域住民と良好な関係性を保ちながら、日頃から地域行事や会議に参加するなど、日々の生活を丁寧に過ごしていくことが基本となります。実際に、職員が地域の一員として、リーダーとなって地域活動を行ったり、会計担当や取りまとめ役など裏方の役割を担っているケースは多く見られます。

そのうえで、行政職員という立場において、地域のために自分には何ができるかを考え、実践していくことが地域に求められているのです。

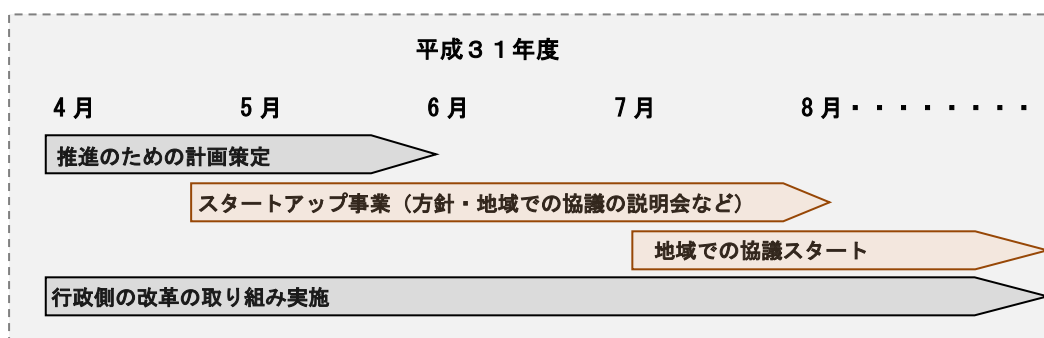
今後も、協働のまちづくりを推進する取り組みや実際に地域で活動する体験などを通じて、職員の地域づくり協議会への向き合い方を検証し、更に深化させていきます。

第4章 今後のスケジュールと展開

1 推進のための計画等の策定

本方針を実践していくにあたり、具体的な推進の方法などを定めるための計画を策定するとともに、本方針の目的および内容について、住民の皆さんへ丁寧に説明を行っていきます。

また、平成31年度より実施する地域における協議について説明を行い、今後の取り組みにつなげていきます。



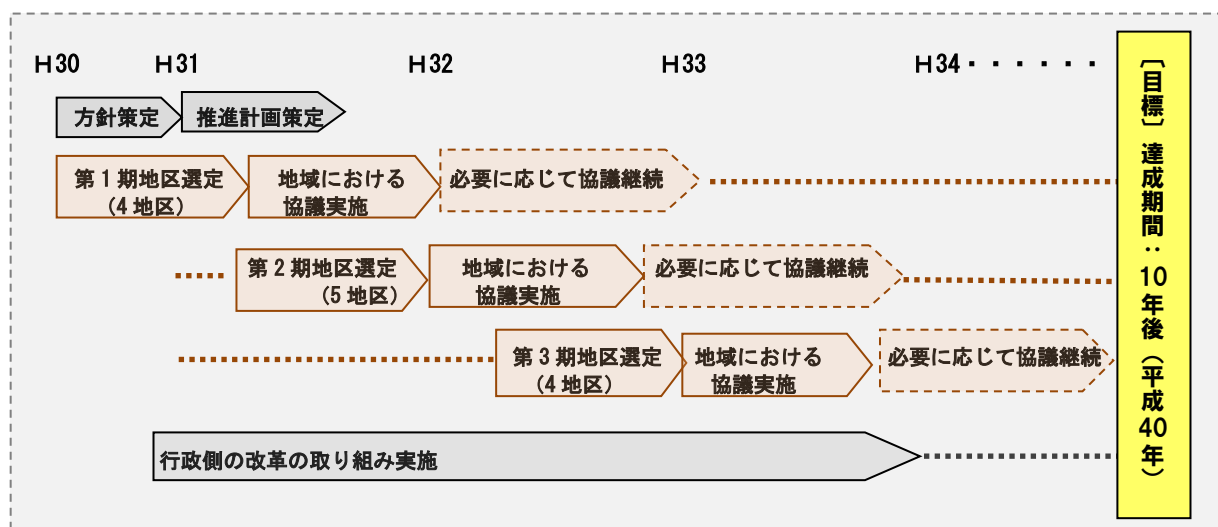
〔図表 4-1：平成31年度のスケジュール〕

2 今後のスケジュール

今回の取り組みについては、平成30年度から4ヶ年計画とし、方針策定後、各地域づくり協議会において、これまでの活動や組織体制、地域まちづくり計画などの検証・見直しを行う取り組みを実施していきます。また、行政においても、構造改革や組織体制の整備、また職員の人材育成などの取り組みを実施します。

そして、それらの取り組みを実施したことによる「地域の目標・将来像の達成期間」としては、10年後の平成40年度を目標と定めます。

また、今回策定した本方針や地域における協議により決定された地域の活動内容や計画、また行政側の改革などの進捗などについても、随時検証していくことが重要であり、その都度軽微な見直しはもちろん、おおむね5年ごとを目安に、町全体として全体的な検証を行うこととします。



〔図表 4-2：今後のスケジュール〕

3 地域における協議の進め方

地域における協議は、おおむね次のようなイメージで進めていきます。
 ただし、地域の状況などにより、各地域づくり協議会に合った方法で行うこととします。
 また、期間についても、全ての地域づくり協議会において協議開始の年度内に終了するとは限らないため、引き続き地域において協議を継続し、それを支援していきます。

[地域における協議の項目]

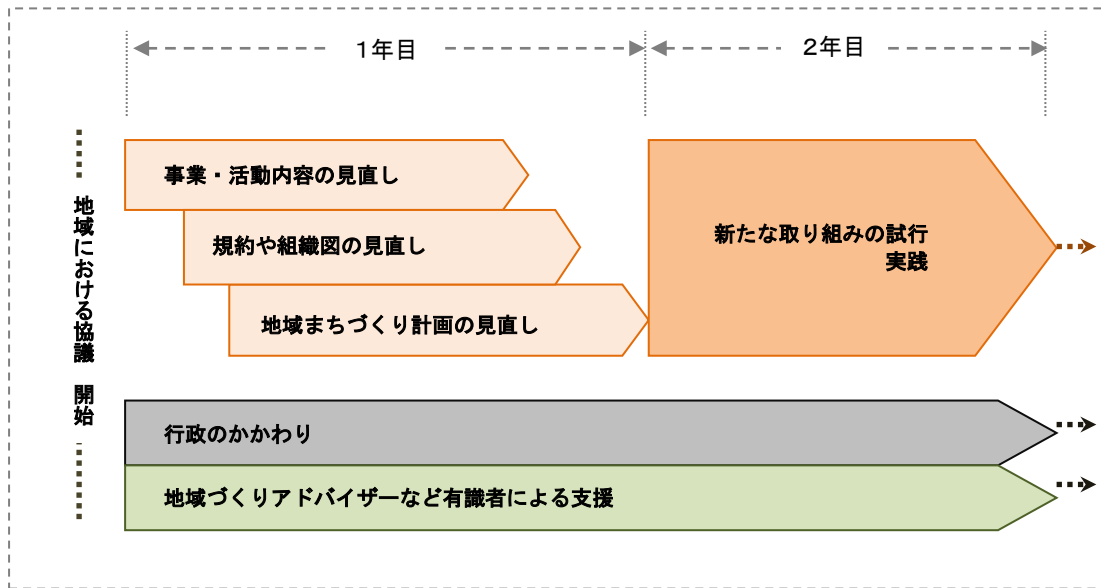
- ・ 事業や活動内容の検証と見直し
- ・ 規約や組織体制の検証と見直し
- ・ 地域まちづくり計画の検証と見直し
- ・ 将来を見据えた地域の将来像の設定

[地域における協議の支援体制]

- ・ 地域づくりアドバイザーなどによる支援やアドバイス
- ・ 担当職員および企画防災課職員の参加や支援

[地域における協議の方法]

- ・ 各地区に応じた方法で進めていく（参加範囲、内容、スケジュールなど）



[図表 4-3 : 地域における協議の進め方のイメージ]

[ワンポイント!!]

■地域の皆さんにとって、愛着があり親しみやすい組織にするため、地域づくり協議会ごとに愛称やキャラクターを設定することも、良い手法であると言われています。

地域へ公募することで、住民が活動に参画する機会にもなるのでは？

〔例〕長谷地域づくり協議会 ゴトンボ荘 →
 マスコットキャラクター 『GOTONBO』



4 行政側の改革の進め方

行政においても、平成 31 年度より職員研修の開催や様々な制度・仕組みの構築などに着手します。

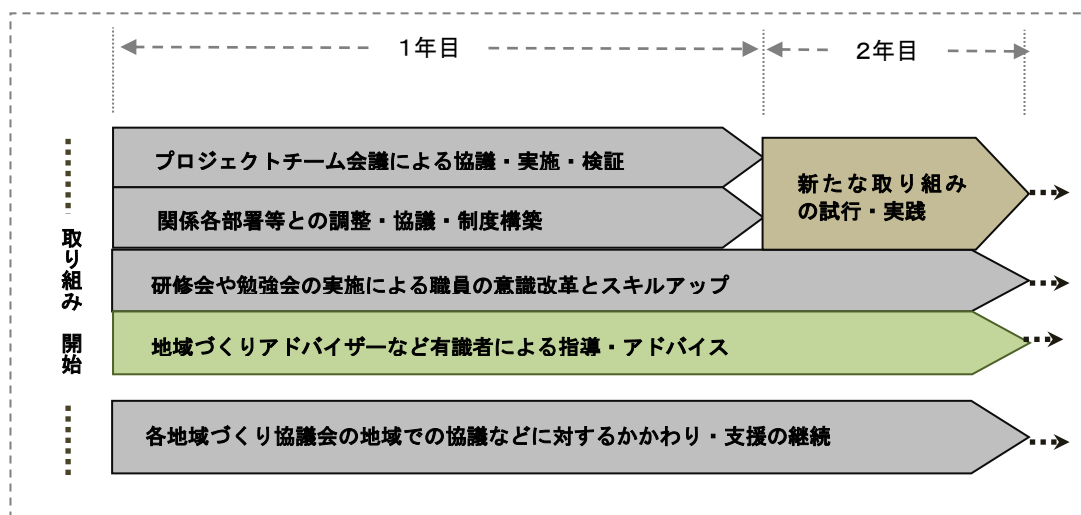
まずは、プロジェクトチーム会議において、何をどのように進めていくかについて協議するとともに、関係各部署と調整を行い、制度や仕組みについて検討を進め、改革を実践していきます。

[行政側の改革の方法]

- ・プロジェクトチーム会議および担当者会議による協議・実施
- ・関係各部署との調整・協議・実施

[行政側の改革の内容]

- ・協働のまちづくりにおける行政の役割の確実な遂行
- ・必要な条例や要綱の改正および予算措置、制度設置などの実践
- ・研修などによる職員のスキルアップ、資質向上
- ・支援体制の充実



〔図表 4-4：行政側の改革の進め方のイメージ〕

5 進捗確認と今後の展開について

(1) 進捗確認の方法

本方針の実施状況については、その進捗状況を確認し、確実な検証・見直しの実践につなげていく必要があります。

職員が担当している地域づくり協議会での実施状況を随時把握・確認するとともに、担当者会議等においてその状況を共有し、認識を一つにする中で、全ての地域づくり協議会において取り組みが推進されるよう支援していきます。

また、地域づくりアドバイザーなど有識者による定期的な進捗状況の確認・指導が重要になってきます。今後も、継続的に支援が受けられる体制を整えていきます。

加えて、「地域づくり協議会あり方検討委員会」や「まちづくり推進会議」などへの定期的な進捗状況の報告により、第三者的な立場において状況を確認いただき、提言などを受けることも大切です。

(2) 継続的な改革の必要性

今回は、平成 30 年度～33 年度の 4 年間の取り組みですが、本方針の策定とそれによる検証・見直しの実施で完了するものではありません。今回の取り組みで見えてきた新たな問題や今回見直せなかったことについて、更に今後の取り組みを行っていく必要があります。

今後は、おおむね 5 年ごとに、全体的な方針などの検証を含めた取り組みを行い、軽微な見直しについては随時実施していくこととし、それらの継続的な検証や見直しを実施していきます。

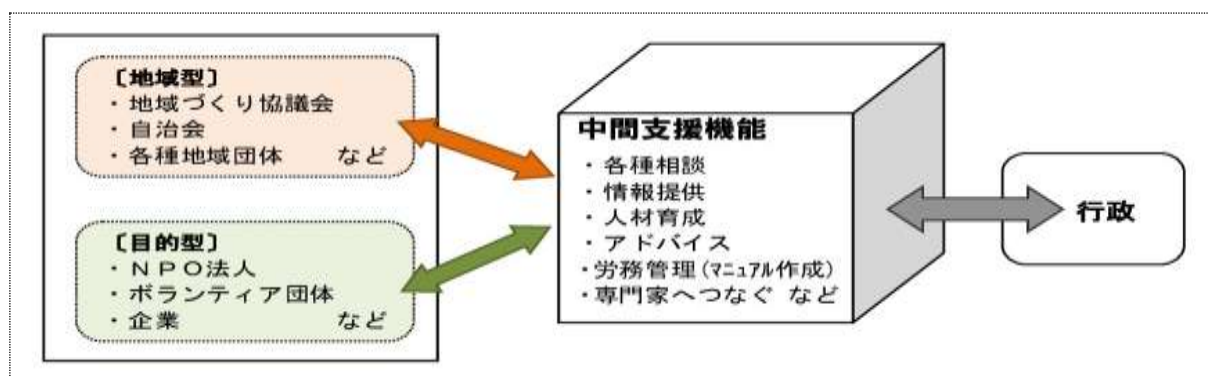
また、担当者等が替わっても、しっかりと改革や取り組みを継続できる体制づくりやマニュアル作成に努めます。

(3) 今後の課題

地域住民の意欲や意識などが継続されるよう、どのような仕掛けを行っていくべきかを検討し、今回の取り組みが一過性で終わることなく、地域づくり協議会の存続とともに、地域住民の気運の更なる高まりを促進することが大切です。

また、今回の取り組みを経て、地域づくり協議会の事業や活動内容が活発化していくことを想定し、その活動などを支援していくための新たな制度や仕組み・支援体制の整備も必要です。

行政の対応だけでは充分でない支援などについて、専門性や情報、スキルなどを有する第三者などが地域と行政の間に入り、双方を支援する仕組み（中間支援機能）などの構築も検討していくべき課題です。



〔図表 4-5 : 中間支援機能のイメージ〕

今回の取り組みを新たなスタートとし、平成 18 年の設立から 13 年間かけて築き上げてきた「地域づくり協議会」を核としたまちづくりを、更に発展させていく必要があります。

地域住民・行政・第三者（アドバイザー、支援者）などが一体となって、「誰もが安心して暮らし、生き生きと活躍できる地域」を目指していきます。

